

大玉村復興計画（第三期）

3. 11を教訓に
未来を志向する村づくり

令和3年11月

福島県大玉村

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の目的	1
2 東日本大震災・原子力災害と本村	1
3 計画の構成	3
4 計画の期間	3
第2章 国の復興政策の動向	4
1 復興事業の進行	4
2 令和3年度以降の国の基本方針	8
第3章 めざすべき復興の姿	12
1 基本理念	12
理念1 震災を教訓に未来を志向する村をめざす	12
理念2 人が定住する活力ある村をめざす	12
理念3 自然とともに生きる村をめざす	12
理念4 個性を尊重し、支えあう村をめざす	12
2 大玉村の将来像	12
第4章 完全復興にむけた具体的施策	13
政策目標1 力強い産業の復興・創生	14
1 農林業の復興・創生	14
2 商工業の復興・創生	25
3 観光の復興・創生	26
政策目標2 みんなで支える安心生活	27
4 健康づくりの推進	27
5 高齢者支援の充実	31
6 障がい者福祉の充実	31
7 地域福祉・社会保障の充実	32
8 暮らしの安全の確保	33
9 絆づくりの推進	34
10 住民参画・協働による行政運営の推進	39
政策目標3 自然を生かした快適な暮らし	41
11 美しい環境の保全	41
12 快適な住空間の形成	46
13 交通基盤の確保	46
政策目標4 夢を育てる教育・子育て	47
14 子ども・子育て支援の充実	47
15 幼・小・中が一貫した教育の推進〔響育〕	47
16 地域ぐるみの学びのむらづくり〔共育〕	48
17 地域ぐるみのスポーツのむらづくり〔強育〕	48
18 ふるさと文化の振興〔郷育〕	49

第1章 はじめに

1 計画策定の目的

東日本大震災をめぐっては、復興に向けた基本理念など基本的事項を定める「東日本大震災復興基本法」、被災地域への国の支援方法などを定める「東日本大震災復興特別区域法」、「福島復興再生特別措置法」があります。

大玉村復興計画（第三期）は、「東日本大震災復興特別区域法」に位置づけられた「市町村復興推進計画」として、また、大玉村復興計画（第二期）（平成28年度～令和2年度）の後継計画として、「福島復興再生特別措置法」の趣旨もふまえながら、「復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進を図る」ために策定します。

2 東日本大震災・原子力災害と本村

平成23年3月11日（金）、国内史上最大の「東北地方太平洋沖地震」が発生しました。

本村では、震度5.3の本震と震度5クラスの連続した余震により、住宅被害や道路、農地、上下水道施設等の被害が生じるとともに、電気・電話等のライフラインが寸断されたため、災害対策本部体制のもと3日間にわたり避難所を開設し、324名の村民が避難しました。

一方、地震による巨大津波は、東京電力福島第一、福島第二原子力発電所（以下、「原発」という。）を飲み込み、大量の放射性物質が飛散・漏出する非常事態となりました。原発から約60kmの本村では、放射線による健康被害への不安を余儀なくされるとともに、農産物等の出荷停止措置があったほか、偏見や風評も相まって、地元産品の価格下落、入荷拒否、契約見送りが生じ、各事業所は休止や廃業を余儀なくされ、観光客も大幅に減少するなど、深刻な事態を招きました。

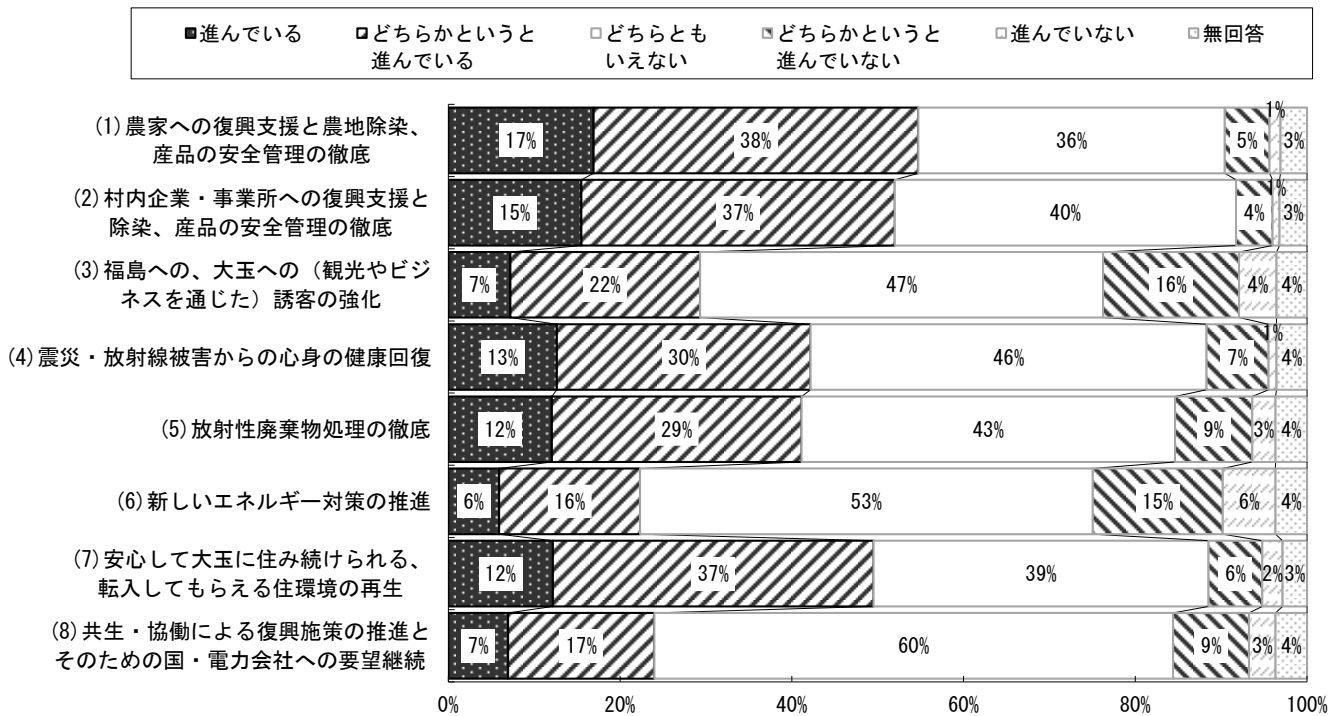
あれから10年。本村では、国や県、そして多くの国民の皆様の支援を受け、復興に取り組んできました。

その結果、令和2年に実施した住民アンケートでは、震災復興の進捗状況が「進んでいる」と感じている割合が平成27年調査と比べ、大きく上昇するなど、住民は、ある程度、復興を実感できるまでに至っています。

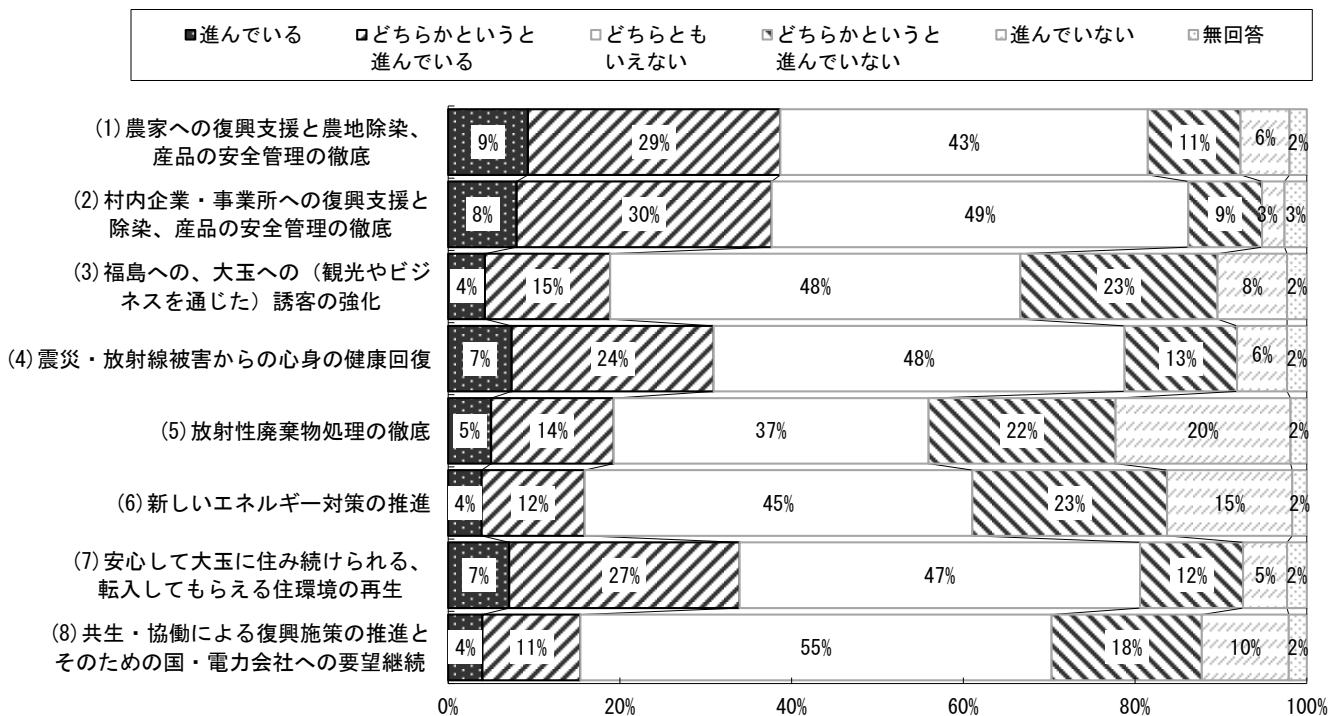
しかし、復興はまだ道半ばであり、「小さくても輝く 大いなる田舎 美しい村 大玉村」をめざし、完全復興への道のりを、みんなで一歩ずつ、着実に歩いていきましょう。

震災復興の進捗状況に対する住民意識

[令和2年] 回答者数=846人



[平成27年] 回答者数=701人



資料：住民アンケート調査

3 計画の構成

大玉村復興計画（第三期）は、第五次大玉村総合振興計画の4つの政策目標と18本の政策の方向に沿って体系化し、施策・事業を推進していきます。

4 計画の期間

大玉村復興計画（第三期）の計画期間は、令和3～7年度の5カ年計画とします。ただし、計画期間内であっても、国・県の政策動向などを踏まえ、必要に応じて随時見直しを図ります。

計画の期間

西暦（年度）	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
令和（年度）	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
大玉村復興計画 （第三期）	5年間									
大玉村総合振興 計画（第五次）	基本構想									
	前期基本計画									

第2章 国の復興政策の動向

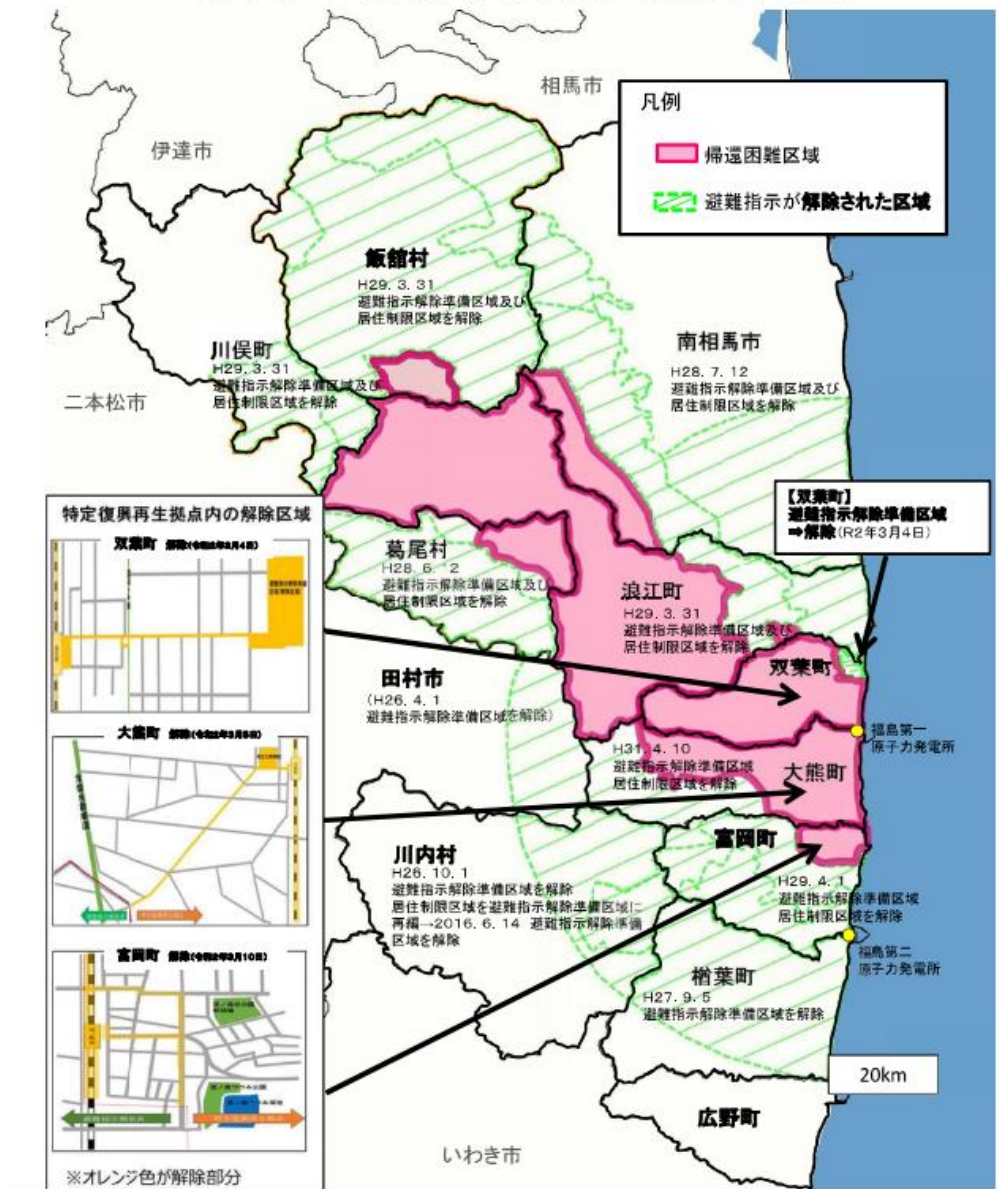
復興事業の進行の状況や、復興政策の動向は、以下のとおりです。

1 復興事業の進行

東日本大震災・原発事故から約10年が経過し、全原子力被災自治体での一部地区避難指示解除（令和2年3月）、面的除染の終了（平成30年3月）、仮設住宅の恒久住宅化の完了（平成30年3月）など、復興事業は徐々に進行しています。

避難指示区域の解除の状況

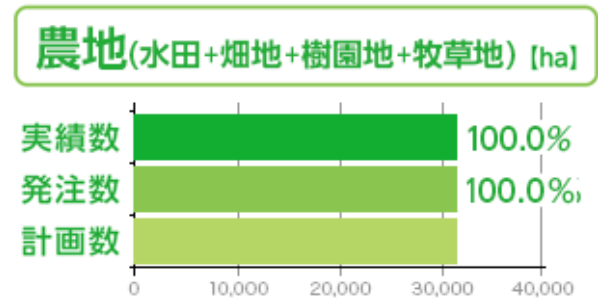
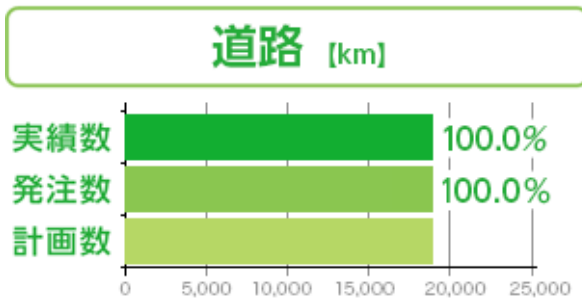
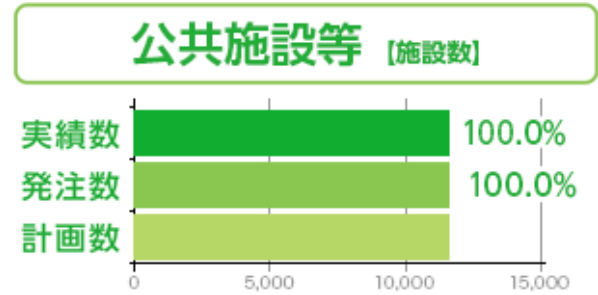
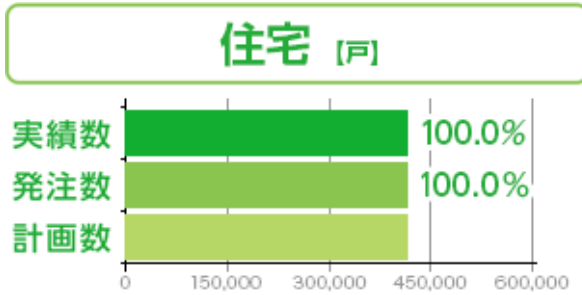
令和2年3月10日時点 双葉町・大熊町・富岡町の避難指示区域の解除後



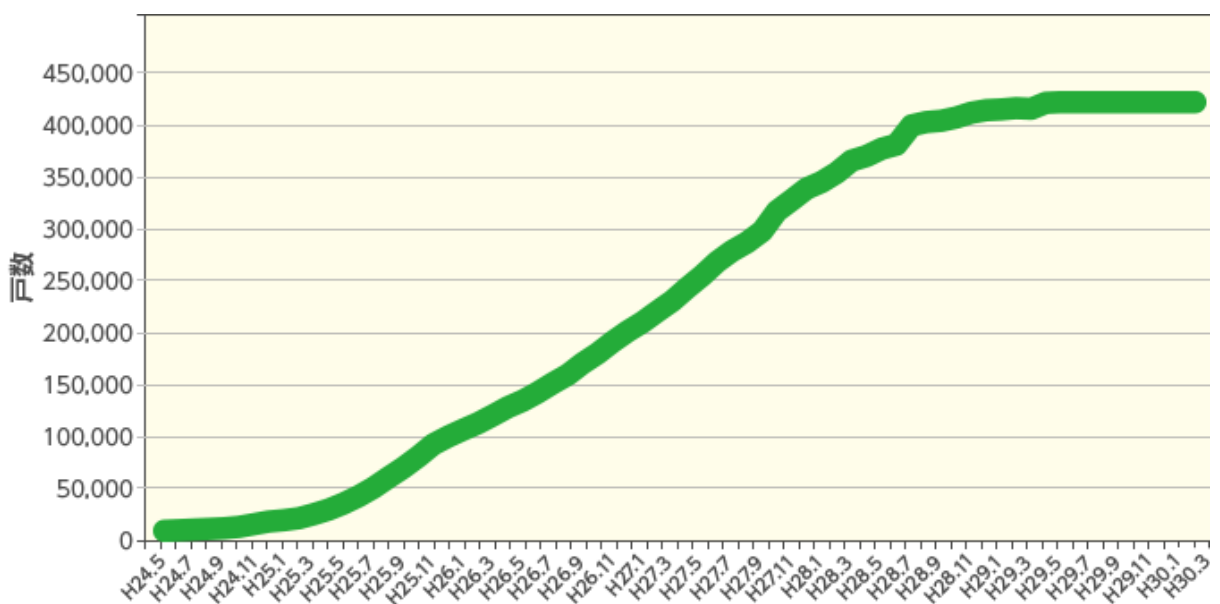
資料：福島県ホームページ「ふくしま復興ステーション」の「避難区域の変遷について一解説」

福島県内市町村除染地域における平成30年3月末時点での除染実施状況

〔計画数に対する除染の進捗状況〕



〔住宅の除染戸数の推移〕



資料：環境省ホームページ「除染情報サイト」

東日本大震災被災者向け災害公営住宅及び民間住宅等用地の供給状況

(単位: 戸)

		2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	調整中*1	計
福島市	民間住宅等 用地												475
	災害公営住宅 用地			71	58	286		60					
新地町	民間住宅等 用地		71	86		70		10					366
	災害公営住宅 用地		36	67		26							
桑折町	民間住宅等 用地					22							86
	災害公営住宅 用地					25	39						
相馬市	民間住宅等 用地	14	53	51									516
	災害公営住宅 用地	80	77	241									
飯館村	民間住宅等 用地												38
	災害公営住宅 用地					8	8	10	12				
南相馬市	民間住宅等 用地		85	164	55								1,581
	災害公営住宅 用地		28	150	172		811	116					
川俣町	民間住宅等 用地					120							120
	災害公営住宅 用地												
二本松市	民間住宅等 用地												346
	災害公営住宅 用地					237	109						
郡山市	民間住宅等 用地												570
	災害公営住宅 用地			160	330	80							
大玉村	民間住宅等 用地												59
	災害公営住宅 用地				59								
浪江町	民間住宅等 用地							7		16			134
	災害公営住宅 用地							85		26			
葛尾村	民間住宅等 用地												11
	災害公営住宅 用地					11							
本宮市	民間住宅等 用地												61
	災害公営住宅 用地					8	53						
田村市	民間住宅等 用地												18
	災害公営住宅 用地					18							
会津若松市	民間住宅等 用地												134
	災害公営住宅 用地			28	61	45							
三春町	民間住宅等 用地												198
	災害公営住宅 用地				25	173							
双葉町	民間住宅等 用地											32	32
	災害公営住宅 用地												
大熊町	民間住宅等 用地												92
	災害公営住宅 用地								92				
川内村	民間住宅等 用地												25
	災害公営住宅 用地				25								
富岡町	民間住宅等 用地												154
	災害公営住宅 用地					50	104						
須賀川市	民間住宅等 用地												100
	災害公営住宅 用地			11	89								
楢葉町	民間住宅等 用地					2	1						161
	災害公営住宅 用地					8	84	49					
いわき市	民間住宅等 用地	19	51	79		493	516		11				4,426
	災害公営住宅 用地	136	703	674		331	1,024						
鏡石町	民間住宅等 用地												24
	災害公営住宅 用地			24									
白河市	民間住宅等 用地												56
	災害公営住宅 用地			16		40							
広野町	民間住宅等 用地												120
	災害公営住宅 用地			48		14		58					
矢吹町	民間住宅等 用地												52
	災害公営住宅 用地				18	34							
市町村未定	民間住宅等 用地												51
	災害公営住宅 用地											51	
各年度計	民間住宅等 用地	14	228	352	136	564	523	21	16				1,854
	災害公営住宅 用地	80	277	1,260	983	158	49						2,807
累計	民間住宅等 用地			508	658	2,233	1,307	60					4,890
	災害公営住宅 用地					69	214	10	104	26	32	123	455
民間住宅等 用地 (進捗率)	民間住宅等 用地	14	242	594	730	1,294	1,817	1,838	1,854	1,854	1,854		1,854
	(進捗率)	1%	13%	32%	39%	70%	98%	99%	100%	100%	100%		100%
災害公営住宅 用地 (進捗率)	災害公営住宅 用地	80	357	1,617	2,600	2,758	2,807	2,807	2,807	2,807	2,807		2,807
	(進捗率)	3%	13%	58%	93%	98%	100%	100%	100%	100%	100%		100%
民間住宅等 用地 (進捗率)	民間住宅等 用地			509	1,167	3,400	4,707	4,767	4,767	4,767	4,767	(123)	4,890
	(進捗率)			11%	24%	71%	99%	100%	100%	100%	100%		100%
災害公営住宅 用地 (進捗率)	災害公営住宅 用地					69	283	293	397	423	455		455
	(進捗率)					69	283	293	397	423	455		455

*1 「調整中」は、復興・創生期間における計画戸数のうち意向確認を行っているものなどであり、各年度末の進捗率については、「調整中」を除いた進捗率を示している。
 *2 土地区画整理事業による供給宅地は、上物(建物)が未定であるため、1画地を1戸分と計算している。
 ※帰還者向け災害公営住宅については、計画戸数が未確定であるため進捗率は示していない。

資料：復興庁ホームページ「復興の現状と取組」

住まいの復興工程表（大玉村）

都道府県 **福島県** 市町村 **大玉村**

○住宅再建に係る工程表

	合計	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	調整中
民間住宅等用地										
災害公営住宅	59戸				59戸					
合計	59戸				59戸					

《目標（工程表）の策定に係る前提条件・留意事項》

- ・本工程表は、令和2年9月末現在で市町村から提出を受けたデータをもとに集計整理しています。
- ・供給戸数としては、災害公営住宅については、建築工事の終了時期で戸数を、民間住宅等用地については、宅地造成工事の完了時期で宅地数を計上しています。
- ・「調整中」とは、用地交渉中や整備計画の策定中など現段階では供給時期が確定していないものを計上しています。
- ・「民間住宅等用地」については、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により造成/供給される宅地数（災害公営住宅分を除く。）を計上しています。
- ・土地区画整理事業による供給宅地は、上物（建物）が未定であるため、1画地を1戸分と計算しています。

災害公営住宅単独事業の場合

地区名	事業手法	工程	計画戸数	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	備考
横堀平1（C街区）	災害公営住宅	用地										原子力災害による避難者向け住宅
	事業主体 大玉村	建築設計										
	計画戸数 21戸	造成										
	建て方 戸建・長屋建	建築工事										
	構造 木造	入居										
	供給戸数	合計	21戸				21戸					
横堀平1（D街区）	災害公営住宅	用地										原子力災害による避難者向け住宅
	事業主体 大玉村	建築設計										
	計画戸数 17戸	造成										
	建て方 戸建・長屋建	建築工事										
	構造 木造	入居										
	供給戸数	合計	17戸				17戸					
横堀平1（G街区）	災害公営住宅	用地										原子力災害による避難者向け住宅
	事業主体 大玉村	建築設計										
	計画戸数 21戸	造成										
	建て方 戸建・長屋建	建築工事										
	構造 木造	入居										
	供給戸数	合計	21戸				21戸					

資料：復興庁ホームページ「復興の現状と取組」

2 令和3年度以降の国の基本方針

国では、「復興・創生期間後の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）」に基づき、令和3年度以降の復興を支える仕組み・組織・財源を整備する法改正を実施しました。

令和3～7年度を「第2期復興・創生期間」と位置づけ、被災者支援や事業者・農林漁業者の再建に取り組むこの政策は、原子力災害避難指示解除区域への帰還・移住等の促進を柱としており、予算規模も令和2年度までの総額31.3兆円に対し1.6兆円と少ないことから、本村においては、他の財源等も活用しながら、総合的な復興施策を行っていくことが必要になると考えられます。

なお、福島県では、福島復興再生特別措置法に基づく「産業復興再生計画」「重点推進計画」「企業立地促進計画」を策定・推進してきましたが、新制度では、これら3計画が「福島復興再生計画」に統合されます。令和2年度までが計画期間となっている「福島県復興ビジョン」、「福島県復興計画（第3次）」も改定されると考えられます。

復興・創生期間後の基本方針（令和元年）の概要

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(概要) 〔令和元年12月20日閣議決定〕

○ これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、復興・創生期間後（令和3年度以降）における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

I. 復興施策の総括

● 「前例のない手厚い支援」により、復興は大きく前進

● 地震・津波被災地域：復興の「総仕上げ」の段階 ● 原子力災害被災地域：「復興・再生」に向けた本格的な動き

各分野の取組(主なもの)

1. 被災者支援(健康・生活支援)

(成果) 避難者数の減(約47万人→約4.9万人)

地震・津波被災地域では、期間内の仮設生活解消を目指す
(課題) 期間終盤に再建される地区のコミュニティ形成、見守り等
避難生活の長期化等を踏まえた支援、子ども等への支援

2. 住まいとまちの復興

(成果) 災害公営住宅約3.0万戸・高台移転約1.8万戸が完成見込み
発展基盤となる復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等を整備
(課題) 台風第19号等の影響も踏まえ、期間内の一日も早い事業の完了

3. 産業・生業の再生

(成果) 三県の製造品出荷額等は概ね回復、外国人延べ宿泊者数は堅調
(課題) 沿岸部で回復の状況に幅、水産加工業の売上げ回復

4. 原子力災害からの復興・再生

(1) 事故収束(廃炉・汚染水対策)

(課題) 安全確保を最優先に着実に作業を継続、正確な情報発信

(2) 放射性物質の除去等

(課題) 仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・輸送、
最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

(3) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

(成果) 帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示を解除
福島県の避難者数の減(約16.5万人→約4.2万人)
(課題) 帰還・移住の促進、帰還困難区域への対応、避難者支援

(4) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

(成果) 廃炉・ロボット・エネルギー等の各拠点の整備
(課題) 「産業発展の青写真」を踏まえた産業集積
国内外の人材が結集する国際教育研究拠点の構築

(5) 事業者・農林漁業者の再建

(課題) 事業再開、営農再開、放射性物質対策と一体となった森林
整備、特産品産物の産地再生、水産業の水揚げ・販路回復

(6) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

(課題) 国内外の風評被害対策、輸入規制の撤廃・緩和

5. 「新しい東北」の創造と多様な主体との連携

(成果) 地域課題の解決等につながる事例の創出

6. 復興の姿の発信、震災の記憶と教訓の後世への継承

(成果) ラグビーWC2019や2020東京オリパラ大会に向けた情報発信

復興を支える仕組み

1. 復旧・復興事業の規模と財源

(成果) 前例のない手厚い財政支援により、復興加速化に貢献

2. 法制度

(成果) 復興特区法と福島特措法による特例等が復興に貢献

3. 自治体支援

(成果) 財政支援(震災復興特交等)や人材確保(職員派遣等)が事業に寄与
(課題(1～3共通)) 復興・創生期間後の仕組みのあり方を検討

組織

(成果) 政府一体となった体制を実現し、復興を推進

(課題) 後継組織の具体化、復興局の設置場所の検討

II. 復興・創生期間後の基本方針

1. 基本姿勢及び各分野の取組

地震・津波被災地域

復興・創生期間後5年間に、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

▶ ハード事業

・ハード事業は、期間内の完了を目指す、未完了となる一部の事業は、期間内計上の予算の範囲内で支援を継続
ただし、災害復旧事業は支援を継続

▶ 心のケア等の被災者支援

・コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談、遺児・孤児支援等について、事業の進捗に応じた支援を継続
・個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

▶ 被災した子どもに対する支援

・特別な教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
・個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

▶ 住まいとまちの復興

・応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の継続
・災害公営住宅の家賃低廉化事業等は引き続き支援。その際、管理開始時期が異なる自治体間の公平性等踏まえ、適切に支援水準を見直し

▶ 産業・生業

・対象地域を重点化した上で、中小企業等グループの再建支援の継続、企業立地補助金の申請・運用期限を延長
・漁業の水揚げ回復、水産加工業の販路回復・開拓等の支援を継続

▶ 地方単独事業等

・人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

▶ 原子力災害に起因する事業

・風評被害対策等(モニタリング検査等)について、支援を継続

原子力災害被災地域

中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、5年目に事業全体のあり方を見直し。

▶ 事故収束(廃炉・汚染水対策)

・廃炉・汚染水対策について安全かつ着実に実施

▶ 環境再生に向けた取組

・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設への搬入・維持管理
・最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

▶ 帰還・移住等の促進・生活再建等

・帰還環境の整備、移住促進 ・被災者支援の継続
・医療・介護保険等の保険料・窓口負担の適切な見直し
・特定復興再生拠点区域の帰還環境整備
・帰還困難区域について、今後の政策の方向性を検討

▶ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に取組を推進
・国際教育研究拠点の構築について、令和2年夏頃を目途に有識者会議の最終とりまとめ、同年内を目途に政府の成案

▶ 事業者・農林漁業者の再建

・事業再開支援、営農再開の促進・農地の大区画化、放射性物質を含む土壌の流出防止のための森林整備等の実施、原木材や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業の支援

▶ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

・情報発信、輸入規制撤廃に向けた働きかけ
・農林水産物の販路回復・開拓、福島の観光振興

▶ 地方単独事業等

・人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

2. 復興を支える仕組み

(1) 財源等

- ▶ 当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
- ▶ 事業規模：(これまでの10年間) 31兆円台前半 + (今後5年間) 1兆円台半ば = 32兆円台後半
- ▶ 財源：(これまでの10年間) 32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32兆円台後半
⇒ 事業規模と財源はおおむね見合うものと見込まれる(令和2年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す)
- ▶ 東日本大震災復興特別会計の継続 ▶ 震災復興特別交付税制度の継続

(2) 法制度

【復興特区法】

- ▶ 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域を重点化した上で、必要な支援を継続
- ▶ 復興特区税制について、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等の検討
- ▶ 復興交付金は廃止

【福島特措法】

- ▶ 移住の促進や交流・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化等の必要な見直し
- ▶ 外部参入も含む農地の利用集積や六次産業化施設の整備促進による営農再開の加速化
- ▶ 福島イノベーション・コースト構想や風評被害等の課題に対応した税制措置等の検討

(3) 自治体支援

- ▶ 復興の進捗状況を踏まえながら、必要な人材確保対策に係る支援を継続
- ▶ 引き続き実施される復旧・復興事業について、震災復興特別交付税による支援を継続

3. 組織

司令塔として縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で復興を成し遂げるため、被災地の強い要望も踏まえ、現行体制を維持

- ・ 内閣直属の組織体制 ・ 内閣総理大臣を主任の大臣とするともに、復興大臣を設置
- ・ 復興事業予算の一括要求・地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応などの総合調整機能

- ▶ 復興庁の設置期間を10年間延長(令和3年度～令和12年度)、令和7年度に組織のあり方を検討
- ▶ これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加
- ▶ 岩手復興局及び宮城復興局の位置については、それぞれ沿岸域に変更(盛岡市と仙台市は支所に変更)
⇒ 具体的な位置は、復興の進捗状況や被災地方公共団体の意見等を踏まえ決定
福島復興局は、引き続き福島市に設置(富岡町と浪江町の支所を維持)

令和2年度の法制度改正の概要

復興庁設置法等の一部を改正する法律について〔令和2年6月12日法律第46号〕

背景	
<p>地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。 このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、 復興・創生期間後(令和3年度以降)の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。</p>	
復興を支える仕組み・組織・財源	
1. 復興庁設置法 <ul style="list-style-type: none">復興庁の設置期間を10年間延長(令和13年3月31日)現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置復興局の位置等の政令への委任 等 <p>※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、 福島復興局は引き続き福島市に設置</p>	3. 福島復興再生特別措置法 <ul style="list-style-type: none">帰還促進に加え、移住等の促進(交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加)営農再開の加速化(農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等)福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進(課税の特例を規定等)風評被害への対応(課税の特例を規定等)福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設(現行の3計画を統合) 等
2. 東日本大震災復興特別区域法 <ul style="list-style-type: none">規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域の重点化(復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める)復興特区税制について、対象地域の重点化(産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める)復興交付金の廃止(所要の経過措置を規定) 等	4. 復興財源確保法・特別会計法 <ul style="list-style-type: none">復興債の発行期間の延長株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等 <p>※ 東日本大震災復興特別会計は継続</p>

※施行日 : 令和3年4月1日(3.及び4.の一部は、公布日施行)

「令和3年度以降の復興の取組について（全体像）」

令和3年度以降の復興の取組について（全体像）

令和2年7月17日
復興推進会議決定

○ 復興・創生期間後の基本方針及び復興庁設置法等の一部を改正する法律に基づき、令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた検討課題、事業規模と財源を定める。

復興期間

令和3年度から7年度までの新たな復興期間5年間については、「第1期 復興・創生期間」の理念を継承し、その目標の実現に向け、取組を更に前に進めるため、「第2期 復興・創生期間」と位置付ける。

今後の取組

1. 地震・津波被災地域

(検討課題)

- (1) 岩手復興局及び宮城復興局の位置
・課題が集中する沿岸部への移設
- (2) 復興特別区域法の対象地域の重点化
- (3) 地方創生との連携強化

2. 原子力災害被災地域

(検討課題)

- (1) 移住等の促進
- (2) 国際教育研究拠点
・有識者会議最終とりまとめ(6/8)
・年内を目途に政府の成案を得る
- (3) 営農再開の加速化、税制措置等

事業規模と財源

- 事業規模：(平成23～令和2年度)31.3兆円程度 + (令和3～7年度)1.6兆円程度 = 32.9兆円程度
- 財源：(平成23～令和2年度)32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32.9兆円程度

福島復興再生基本方針（改正）（平成29年閣議決定）

福島復興再生基本方針の概要



<経緯>

- 福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針。
- 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が、平成29年5月19日に公布・施行されたことを受け、改正法の内容を盛り込むため、基本方針の改定を行うもの。
- 併せて「東日本大震災復興加速化のための第6次提言」（平成28年8月24日自由民主党・公明党）及び「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）等の内容を反映。

<概要>

原子力災害からの復興・再生の意義・目標

- 福島の復興及び再生は着実に進展。避難指示の解除はゴールではなく、スタートであり、解除後も政府一丸となって取り組む。
- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能などころから着実かつ段階的に、一日も早い復興を目指して取り組む。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※赤字は平成29年の法改正に伴うもの

各取組の概要

● 避難解除等区域の復興・再生	・産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、 福島相双復興推進機構への国職員派遣（官民合同チームの体制強化） 、 帰還環境整備推進法人制度（まちづくり会社の活用）
● 特定復興再生拠点区域復興再生計画	・ 帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置、計画の記載事項・認定基準）
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、 いじめの防止のための対策 、医療・福祉サービスの確保、被災者の心のケア
● 原子力災害からの産業の復興・再生	・農林水産業や中小企業の復興・再生、 商品の販売等の不振の調査等（風評対策） 、職業指導等、観光振興等
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・ 福島イノベーション・コースト構想 、研究開発の推進、企業立地の促進、福島新工社会構想に係る取組の推進等
● 関連する復興施策との連携	・東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
● その他福島の復興・再生に関し必要な事項	・鳥獣被害対策、 地域公共交通網の形成支援等 ・国、県及び市町村間の連携等

第3章 めざすべき復興の姿

1 基本理念

東日本大震災復興基本法の基本理念にのっとり、以下の4つの基本理念のもと、復興施策を推進します。

理念1 震災を教訓に未来を志向する村をめざす

東日本大震災復興基本法第2条第5項ロに基づき、「被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生」を図り、第五次大玉村総合振興計画に掲げる「震災を教訓に未来を志向する村」をめざします。

理念2 人が定住する活力ある村をめざす

東日本大震災復興基本法第2条第5項イに基づき、「地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくり」を進め、第五次大玉村総合振興計画に掲げる「定住人口が増加する活力ある村」をめざします。

理念3 自然とともに生きる村をめざす

東日本大震災復興基本法第2条第4項に基づき、「食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組」を行い、第五次大玉村総合振興計画に掲げる「雄大な安達太良山を源とする豊かな自然や生態系の循環、美しい景観とともに生きる村づくり」を今後とも続けていきます。

理念4 個性を尊重し、支えあう村をめざす

東日本大震災復興基本法第2条第5項ハに基づき、「地域の特色ある文化の振興、地域社会の絆の維持・強化、共生社会づくり」に努め、第五次大玉村総合振興計画に掲げる「一人ひとり、一つひとつの個性を大切にし、互いに支えあい、地域ぐるみで力を発揮する村づくり」を推進していきます。

2 大玉村の将来像

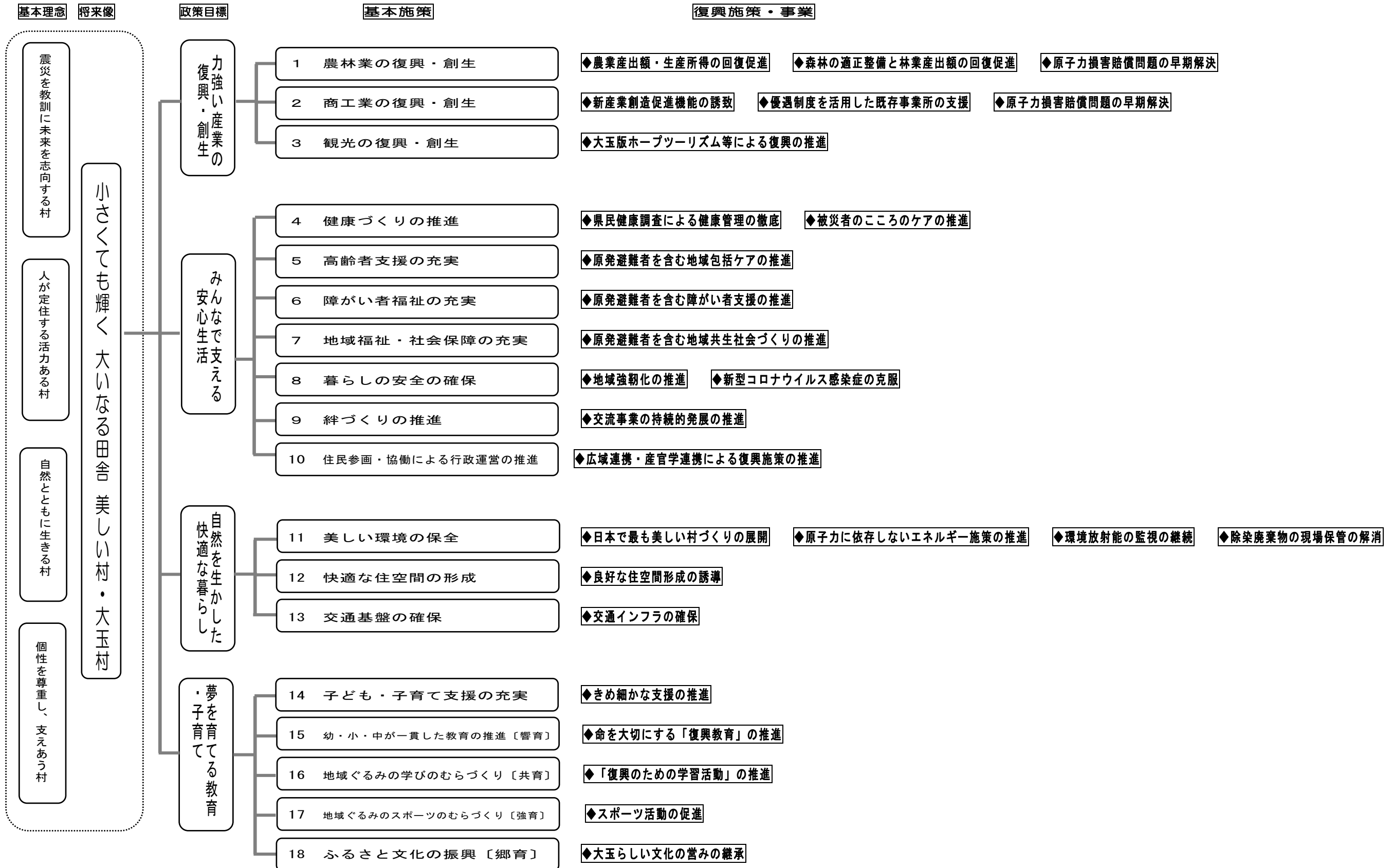
将来像

小さくても輝く 大いなる田舎 美しい村 大玉村

復興施策の推進により、第五次大玉村総合振興計画に掲げる将来像「小さくても輝く 大いなる田舎 美しい村 大玉村」をめざします。

第4章 完全復興にむけた具体的施策

政策の体系



政策目標 1 力強い産業の復興・創生

1 農林業の復興・創生

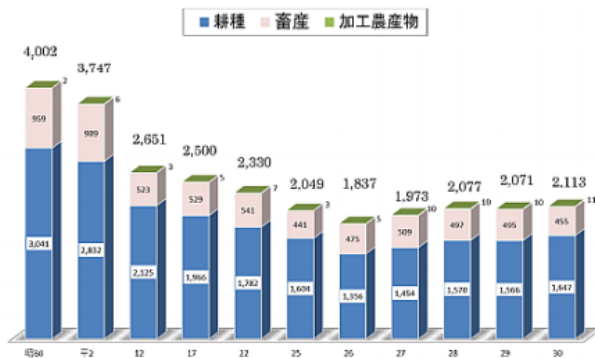
復興目標 大いなるあたら農林業の完全復興

◆農業産出額・生産所得の回復促進

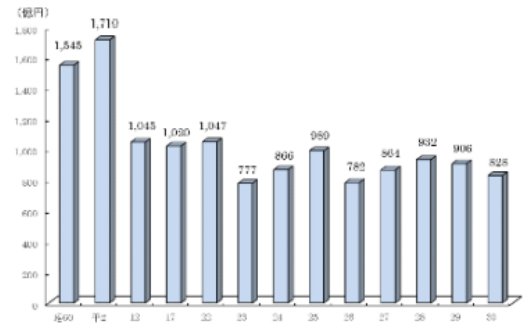
震災の物理的被害、風評被害を受けた福島県の農業産出額・生産農業所得は、平成 26 年を底に、徐々に回復している状況がみられますが、依然、かつての水準には達していません。

震災後の福島県の農業産出額・生産農業所得の推移

本県の農業産出額の推移



本県の生産農業所得の推移



(資料：農林水産省「生産農業所得統計」)

本県の農業産出額及び生産農業所得の推移

(単位：億円、%)

	昭60	平2	12	17	22	25	26	27	28	29	30
計	4,002 (100.0)	3,747 (100.0)	2,651 (100.0)	2,500 (100.0)	2,330 (100.0)	2,049 (100.0)	1,837 (100.0)	1,973 (100.0)	2,077 (100.0)	2,071 (100.0)	2,113 (100.0)
米	1,757 (43.9)	1,497 (40.0)	1,112 (41.9)	1,012 (40.5)	791 (33.9)	754 (36.8)	529 (28.8)	563 (28.5)	692 (33.3)	747 (36.1)	798 (37.8)
麦類	8 (0.2)	8 (0.2)	1 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
雑穀・豆類	31 (0.8)	28 (0.7)	18 (0.7)	16 (0.6)	13 (0.6)	7 (0.3)	7 (0.4)	7 (0.4)	7 (0.3)	8 (0.4)	10 (0.5)
いも類	41 (1.0)	35 (0.9)	26 (1.0)	26 (1.0)	23 (1.0)	26 (1.3)	19 (1.0)	25 (1.3)	19 (0.9)	14 (0.7)	9 (0.4)
野菜	591 (14.8)	666 (17.8)	499 (18.8)	492 (19.7)	551 (23.6)	469 (22.9)	452 (24.6)	480 (24.3)	482 (23.2)	458 (22.1)	488 (23.1)
果実	305 (7.6)	339 (9.0)	283 (10.7)	267 (10.7)	292 (12.5)	245 (12.0)	248 (13.5)	264 (13.4)	271 (13.0)	250 (12.1)	255 (12.1)
花き	23 (0.6)	66 (1.8)	83 (3.1)	74 (3.0)	61 (2.6)	77 (3.8)	78 (4.2)	86 (4.4)	74 (3.6)	66 (3.2)	64 (3.0)
工芸農作物	253 (6.3)	168 (4.5)	80 (3.0)	56 (2.2)	36 (1.5)	15 (0.7)	13 (0.7)	18 (0.9)	17 (0.8)	15 (0.7)	14 (0.7)
種苗・その他	32 (0.8)	26 (0.7)	23 (0.9)	21 (0.8)	15 (0.6)	12 (0.6)	10 (0.5)	10 (0.5)	8 (0.4)	8 (0.4)	11 (0.5)
畜産	959 (24.0)	909 (24.3)	523 (19.7)	529 (21.2)	541 (23.2)	441 (21.5)	475 (25.9)	509 (25.8)	497 (23.9)	495 (23.9)	455 (21.5)
養蚕	144 (3.6)	110 (2.9)	2 (0.1)	※	※	※	※	※	※	※	※
加工農産物	2 (0.0)	6 (0.2)	3 (0.1)	5 (0.2)	7 (0.3)	3 (0.1)	5 (0.3)	10 (0.5)	10 (0.5)	10 (0.5)	11 (0.5)
生産農業所得	1,545	1,710	1,045	1,020	1,047	989	782	864	932	906	828

資料：福島県農林水産部「福島県農林水産業の現状」(令和2年7月)

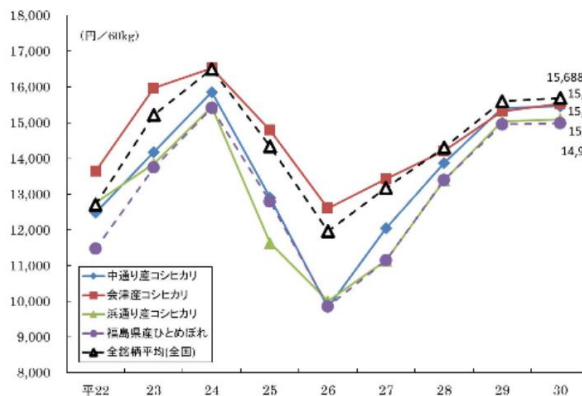
米の年産別平均相対価格は、平成26年を底に、15,000円台に回復していますが、かつてのような20,000円台による安定経営には程遠い状況です。

震災後の福島県の米の年産別平均相対価格の推移

米の年産別平均相対価格

(単位：円/60kg)

	平22	23	24	25	26	27	28	29	30
中通り産コシヒカリ	12,486	14,181	15,854	12,906	9,829	12,048	13,876	15,412	15,463
会津産コシヒカリ	13,646	15,966	16,526	14,792	12,612	13,424	14,212	15,321	15,528
浜通り産コシヒカリ	12,768	13,855	15,443	11,634	10,005	11,138	13,392	15,036	15,096
福島県産ひとめぼれ	11,472	13,746	15,414	12,793	9,860	11,146	13,401	14,955	14,981
全銘柄平均(全国)	12,711	15,215	16,501	14,341	11,967	13,175	14,307	15,595	15,688



※価格には、運賃、包装代、消費税相当額が含まれる。(27年産分より全農契約分の運賃を含まない。)

(資料：農林水産省公表資料)

資料：福島県農林水産部「福島県農林水産業の現状」(令和2年7月)

こうした状況を受け、JAふくしま未来管内、中通り地方、そして、福島の、日本の農業の一翼を担う本村農業は、優れた品質の製品の継続的・安定的生産を図るとともに、放射能検査などにより安全な出荷体制を堅持し、あだたらの里直売所などでの顔のみえる消費者とのつながりを大切にしながら、大玉ブランドの復興・創造に努めます。

とりわけ、近年、福島県産農産物の輸出量が急増していながら、令和3年1月現在、いまだに諸外国の福島県産食品の輸入規制が続いており、輸入規制解除により、風評被害からの真の脱却ができるよう、「ノングルテン米粉認証」取得による本村米粉事業の再構築など、国際的な視野での農業振興に努めます。

福島県産農産物の輸出量の推移

県産農産物の輸出量実績

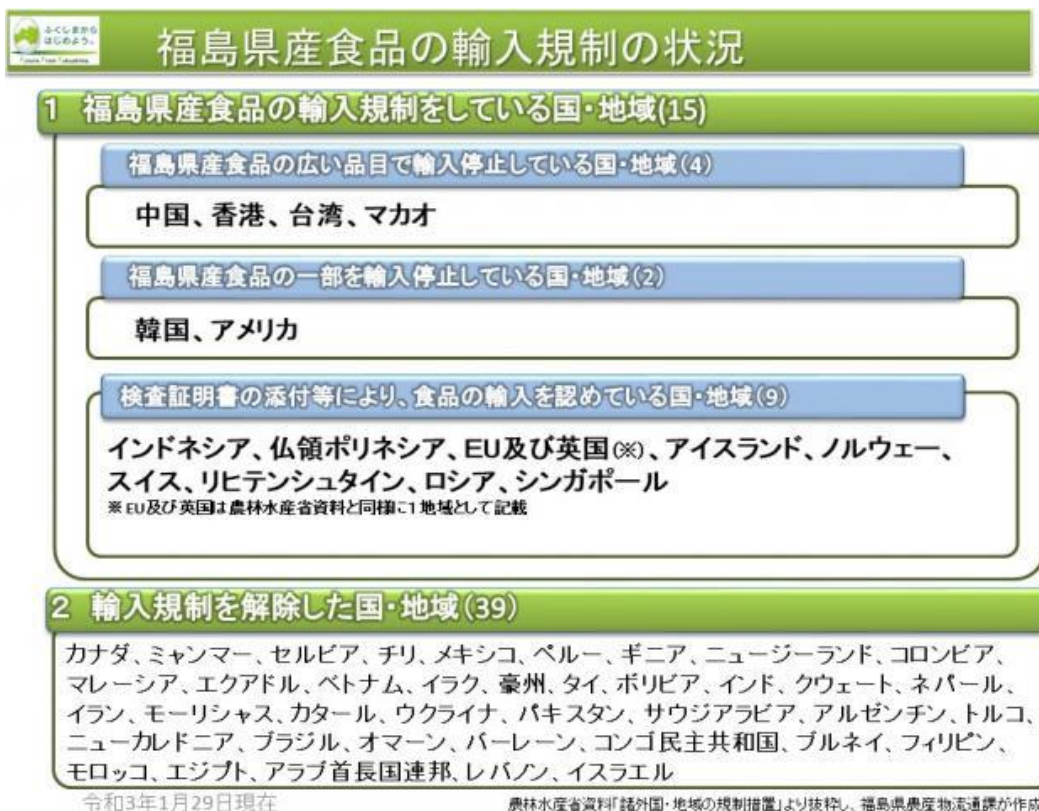
(単位：kg、%)

区分	国・地域	平24	25	26	27	28	29	30	令元	対前年増減率 (令元/H30)
農産物		2,403	5,296	10,859	39,742	66,859	213,334	217,847	304,988	40.0
青果物		1,960	4,424	9,463	25,387	43,577	87,635	62,446	134,005	114.6
もも	タイ、マレーシア等	1,100	3,125	5,075	10,465	30,635	48,325	32,426	54,135	66.9
なし	ベトナム、タイ等	0	250	340	420	600	12,550	22,888	34,686	51.5
ぶどう	タイ	0	80	12	0	20	0	0	1,750	-
りんご	タイ、シンガポール	860	900	2,690	7,880	4,987	3,600	5,230	36,140	591.0
かき	タイ、マレーシア、シンガポール	0	0	232	396	3,147	18,967	1,324	6,526	392.9
いちご	タイ	0	0	0	0	347	764	155	268	72.9
ねぎ等野菜	マレーシア、シンガポール	0	69	1,114	6,226	3,841	3,429	423	500	18.2
米	マレーシア、英国、UAE等	0	0	300	13,450	22,329	123,540	150,780	170,475	13.1
牛肉	アメリカ等	443	872	1,096	905	837	2,159	4,621	508	-89.0
その他(そば米等)	英国等	0	0	0	0	116	0	0	-	-

(県産品振興戦略課、県農産物流通課、福島県貿易推進協議会調べ：令和2年3月末時点)

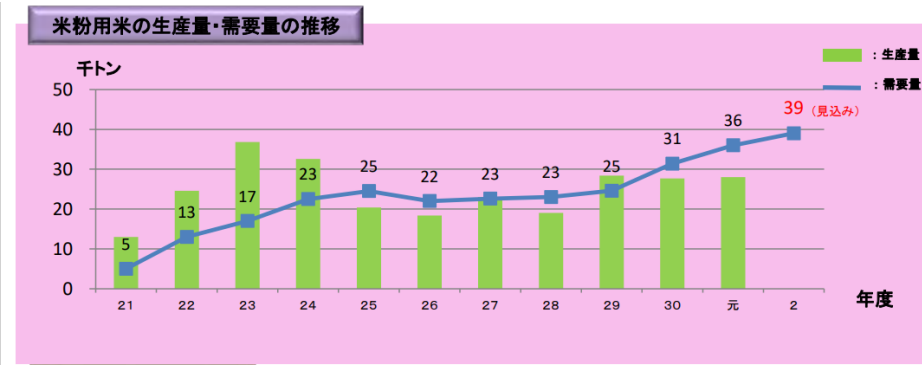
資料：福島県農林水産部「福島県農林水産業の現状」（令和2年7月）

福島県産食品の輸入規制の状況



資料：福島県ホームページ「ふくしま復興ステーション」

【参考】米粉用米の生産量・需要量の推移



資料：農林水産省「米をめぐる状況について」（令和3年1月）

大玉村では、平成21年の米粉・飼料用米法の施行を受け、米粉の商品化に取り組みましたが、近年、欧米で「グルテンフリー穀物」である米粉の需要が急増し、国でも令和2年10月に「ノングルテン米粉の製造工程管理JAS」制度を開始したことから、村における米粉施策を再構築していくことが期待されます。

【参考】新しい食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）

～ 我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために ～

基本的な方針

「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、**食料自給率の向上と食料安全保障を確立**

施策推進の基本的な視点

- 消費者や実需者のニーズに即した施策
- 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策

目標・展望等

食料自給率の目標

【カロリーベース】 37% (2018) → **45% (2030)** (食料安全保障の状況の評価)
 【生産額ベース】 66% (2018) → **75% (2030)** (経済活動の状況の評価)

【飼料自給率】 25% (2018) → 34% (2030)
 【食料国産率】 飼料自給率を反映せず、**国内生産の状況の評価**のため新たに設定
 <カロリーベース> 46%(2018) → 53%(2030) <生産額ベース> 69%(2018) → 79%(2030)

＜生産努力目標＞課題が解決された場合に、主要品目ごとに2030年における実現可能な国内の農業生産の水準を設定

食料自給力指標（食料の潜在生産能力）

農地面積に加え、**労働力も考慮**した指標を提示。また、新たに**2030年の見通し**も提示

【基本計画と併せて策定】

農地の見直しと確保

(2019) 439.77ha → (2030) 見通し: 414.7ha (すくずく: 392.7ha ※農地を確保しない場合)

農業構造の展望

(2015) 208万人 → (2030) 展望: 140万人 (すくずく: 131万人 ※2015年までの平均値を基準)

農業経営の展望

① 37の経営モデルを提示
 ② 小規模でも安定的な経営を行い農地維持等に寄与する事例を提示

講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保

- 新たな価値の創出による需要の開拓
- グローバルマーケットの戦略的な開拓 (農林水産物・食品の輸出額: 5兆円を目指す(2030))
- 消費者と食・農とのつながりの深化
- 食品の安全確保と消費者の信頼の確保
- 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立
- TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

2. 農村の振興

- 地域資源を活用した**所得と雇用機会の確保** (複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環等)
- 中山間地域等をはじめとする**農村に人が住み続けるための条件整備** (ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策等)
- 農村を支える**新たな動きや活力の創出** (地域運営組織、関係人口、半農半X等のライフスタイル等)
- 上記施策を継続的に進めるための**関係府省で連携した仕組みづくり**

2. 農業の持続的な発展

- 担い手の育成・確保 (法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進等)
- 多様な人材や主体の活躍 (中小・家族経営、農業支援サービス等)
- 農地集積・集約化と**農地の確保** (人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働等)
- 農業経営の安定化 (収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進等)
- 農業生産基盤整備 (農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備)
- 需要構造等の変化に対応した**生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化** (品目別対策、農作業等安全対策の展開等)
- 農業生産・流通現場の**イノベーションの促進** (スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進等)
- 環境政策の推進 (気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進等)

4. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

5. 団体に関する施策

7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

施策の推進に必要な事項

①国民視点・現場主義に立脚、②EBPMの推進・「プロジェクト方式」による進捗管理、③効果的・効率的な施策の推進、④行政手続のデジタルトランスフォーメーション、⑤幅広い関係者・関係府省との連携、⑥SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進、⑦財政措置の効率的・重点的運用

これまでの食料・農業・農村基本計画

○ 食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき策定
 ○ 今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年 平成17年 平成22年 平成27年

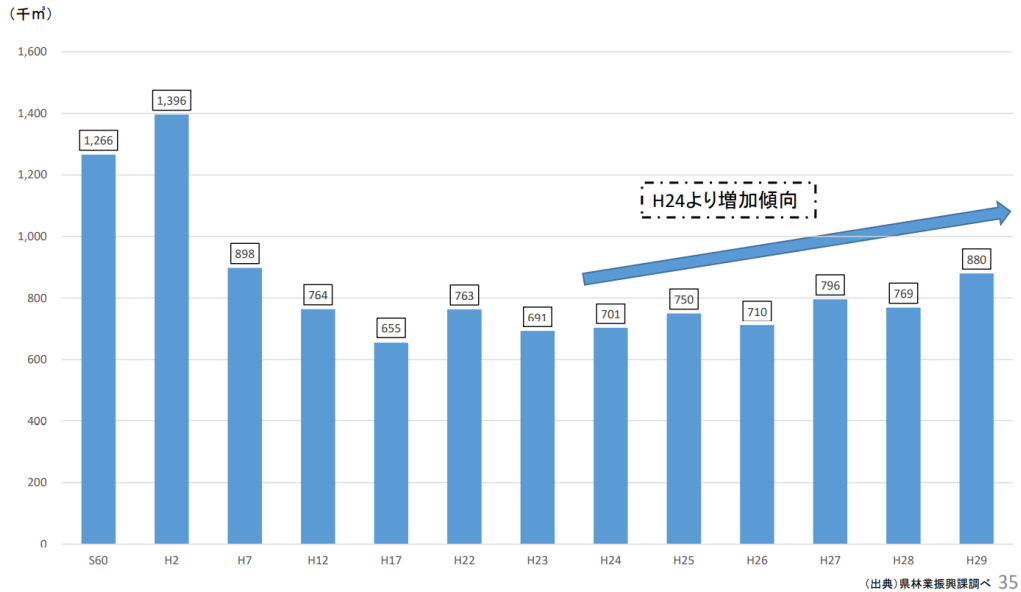
※ おおむね5年ごとに見直し

◆森林の適正整備と林業産出額の回復促進

震災後、福島県の木材生産量は、増加基調で推移していますが、林業産出額は、依然、かつての水準には達していません。

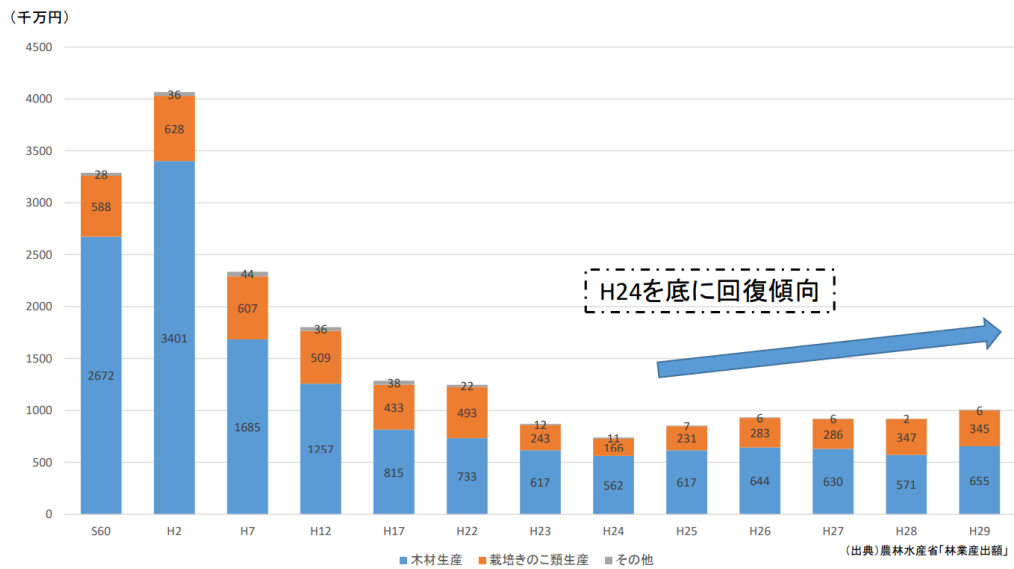
森林所有者の経営意欲の減退などから、平成30年度の森林整備実績は平成22年度対比で50%に留まる一方、公的主体による森林整備（ふくしま森林再生事業）の実績は増加傾向にあります。

震災後の福島県の木材（素材）生産量の推移



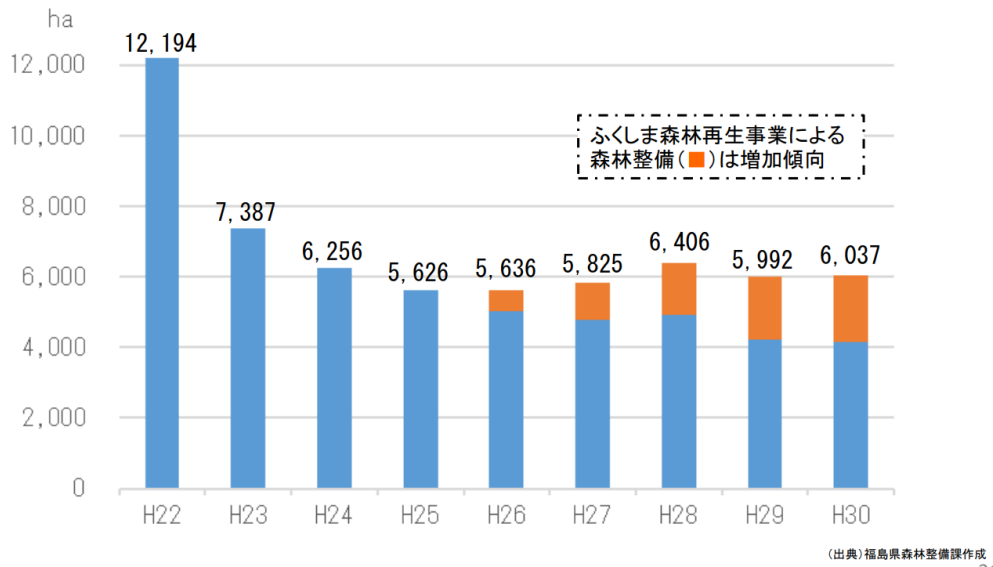
資料：福島県農林水産部「本県農林水産業をめぐる情勢」（令和2年1月）

震災後の福島県の林業産出額の推移



資料：福島県農林水産部「本県農林水産業をめぐる情勢」（令和2年1月）

震災後の福島県の森林整備面積の推移



資料：福島県農林水産部「本県農林水産業をめぐる情勢」（令和2年1月）

本村は、大正8年から昭和31年まで約10kmの森林鉄道が走った林業の村であり、伐採適期を迎える森林資源が豊富に存在します。

林野庁では、村内の2,824haの国有林をフィールドに、放射性物質測定、安全な林業経営、林産物の出荷に関する調査研究を続けており、村においても、個人や財産区等が所有する森林について、「森林経営管理制度」などを活用しながら、林業の振興と手入れの行き届いた美しく安全な森林づくりの両立をめざしてまいります。

大玉村の保有形態別森林面積

単位：ha

合計	国有林	福島県・公社	大玉村	村財産区	私有林
4,968	2,824	220	61	275	1,588

資料：令和元年福島県森林・林業統計書

大玉村の国有林野事業の状況

I 令和元年度 福島県内国有林における主要事業量

森林管理 (支)署名 あ	市町村名	取積量(m3)						販売量(m3)					
		主 伐		間 伐		合 計		立 木		製 品			
		H30実績	R1予定	H30実績	R1予定	H30実績	R1予定	H30実績	R1予定	H30実績		R1予定	
										システム販売 (内数)		システム販売 (内数)	
福 島 署	福 島 市	1,056	6,982	9,667	2,370	10,723	9,352		6,982	7,544	5,625	1,435	1,435
	郡 山 市	1,047	13,068		5,274	1,047	18,342	1,047	5,898			8,790	4,695
	二本松市	1,902	104	554	3,244	2,456	3,348	1,224		719	719	2,365	1,490
	田 村 市	19,996	1,588	3,381	8,820	23,377	10,408	14,540	1,588	7,165	7,105	6,400	4,190
	伊 達 市												
	桑 折 町												
	川 俣 町												
	大 玉 村	952	5,444	402	1,355	1,354	6,799	1,355	5,384			1,010	600
	小 野 町	1,108				1,108				1,026	1,026		
	小 計	26,061	27,186	14,004	21,063	40,065	48,249	18,166	19,852	16,454	14,475	20,000	12,410

森林管理 (支)署名	市町村名	造林(更新) (ha)														
		地 拵		新 植						下 刈		つる切		除 伐 (除伐Ⅱ類を含む)		
		H30実績	R1予定	H30実績		R1予定		※1	H30実績		R1予定		H30実績	R1予定	H30実績	R1予定
				うち コンテナ 苗	うち 花柄対策 苗	うち コンテナ 苗	うち 花柄対策 苗		H30実績	R1予定	H30実績	R1予定				
福 島 署	福 島 市	2.46	5.33	2.46	2.46		5.33	2.68		1.64		0.39		5.45		
	郡 山 市	9.01	14.00	9.01	9.01		0.15	0.15		20.48	23.72	3.21		13.83	9.00	
	二本松市									5.72	5.72			23.84	6.94	
	田 村 市	14.31	2.24	11.46	11.46		5.03	5.03		40.26	22.83	12.46	23.73	18.32	54.67	
	伊 達 市															
	桑 折 町															
	川 俣 町															
	大 玉 村	10.62	2.87	10.62	6.99		4.32	1.22		17.74	13.13			21.32	11.92	
	小 野 町	7.39	4.50	5.53	5.53	4.68	6.36	6.36		5.53	16.97		6.72	12.75	8.29	
	小 計	43.79	28.94	39.08	35.45	4.68	21.19	15.44		91.37	82.37	16.06	30.45	95.51	90.82	

資料：林野庁福島森林管理署「福島県中通りブロックにおける国有林野事業の取り組み」（令和2年2月）

大玉村の国有林野事業の状況（続き）

森林管理 (支)署名	市町村名	造林(更新・保育)(ha)						林業専用道				治山事業							
		間伐						新設(m)				溪間工(m3)			山腹工(ha)				
		H30実績			R1予定			H30実績		R1予定		H30実績		R1予定		H30実績		R1予定	
		存置型 本数調整 伐含む	活用型 うち列状		存置型 本数調整 伐含む	活用型 うち列状		路線数		路線数		箇所数		箇所数		箇所数		箇所数	
福島署	福島市	4.53	41.82	41.82		11.83	11.83					730	2	213	1	0.20	2		
	郡山市							845	1	580	1								
	二本松市		16.84	16.84		23.03	23.03											0.01	1
	田村市		10.17	10.17	0.38	44.72	44.72												
	伊達市																		
	桑折町															0.20	1	0.30	1
	川俣町																		
	大玉村					5.58	5.58	1,010	2	450	1								
	小野町																		
	小計	4.53	68.83	68.83	0.38	85.16	85.16	1,855	3	1,030	2	730	2	213	1	0.41	3	0.31	2

森林管理 (支)署名	市町村名	一貫作業システムの導入(R1予定)						土石販売		
		立木販売			製品生産事業			販売量(m3)		
		伐採面積(ha)	伐採数量(m3)	地拵植栽面積(ha)	伐採面積(ha)	伐採数量(m3)	地拵面積(ha)	植栽面積(ha)	H30実績	R1予定
福島署	福島市								134,663	112,711
	郡山市	7.67	3,213	7.67	13.85	7,363	13.04		178,540	144,236
	二本松市									
	田村市	2.20	1,588	2.20					36,108	42,660
	伊達市									
	桑折町									
	川俣町									45,421
	大玉村	0.61	155	0.61						
	小野町									
小計	10.48	4,956	10.48	13.85	7,363	13.04		349,311	345,028	

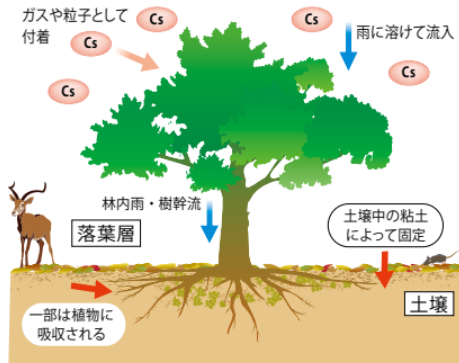
資料：林野庁福島森林管理署「福島県中通りブロックにおける国有林野事業の取り組み」（令和2年2月）

【参考】大玉村内で続けられる森林の放射性物質モニタリングの知見

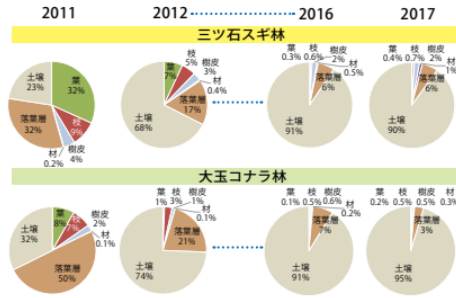
森林生態系における放射性物質の動態

森林に降下した放射性セシウムは、空気中のガスや粒子として運ばれ、雨に溶けて、森林の主に樹冠(樹木の上方の葉が茂っている部分)に付着します。その後、落葉したり、雨で洗い流されたりして、地面の落葉層に移動します。さらに、落葉層が分解され、土壌に移動していきます(図1)。このことは、チェルノブイリ原発事故後の調査からも明らかになっています。

林野庁が2011年から測定を継続している調査地、「三ツ石スギ林(福島県双葉郡川内村下川内)」と「大玉コナラ林(福島県安達郡大玉村玉井)」でも同様に、事故後最初の1年である2011年から2012年にかけて、葉、枝、落葉層の放射性セシウムの分布割合は大幅に低下し、土壌の分布割合が大きく上昇しました。その後も放射性セシウムの土壌への分布割合はさらに増えており、2017年現在、森林内の放射性セシウムの約90%が土壌に分布し、その大部分は土壌の表層0~5cmに存在しています(図2)。

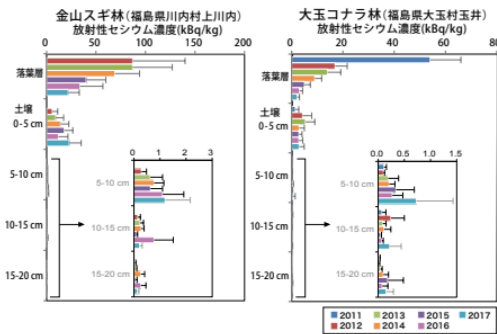


【図1】森林生態系における放射性セシウムの動態
資料：2017年度シンポジウム資料「森林総合研究所」



【図2】各調査地の放射性セシウム蓄積量の部位別分布割合
資料：林野庁「森林内の放射性セシウムの分布状況調査結果について」(2017年度)

土壌の深度別の放射性セシウム濃度は、時間の経過とともに順次、地上部から落葉層、0~5cmの土壌への移行が見られ、また一部ではさらに深い層への移行が見られることから、今後もその移行状況を注視していく必要があります(図3)。



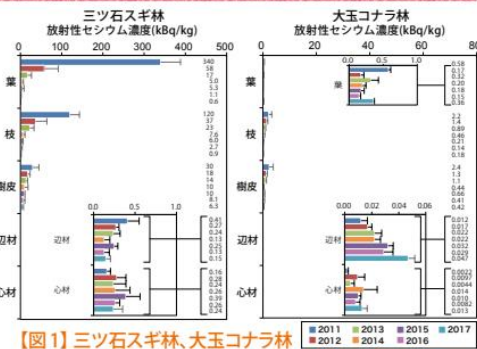
【図3】土壌の深度別放射性セシウム濃度の変化(金山スギ林と大玉コナラ林の例)
資料：林野庁「森林内の放射性セシウムの分布状況調査結果について」(2017年度)

樹木の部位別放射性物質濃度の分布状況

樹木の葉、枝、樹皮などの放射性セシウム濃度は、2011年から2012年にかけて大幅に低下しましたが、2012年以降の濃度低下は緩やかになってきています。また、木材内部の心材・辺材については、いずれの調査地でも、他の葉や枝、樹皮と比べ、低い濃度で推移しています(図1)。

スギやヒノキなどの常緑樹の葉の濃度低下は、雨によって洗い流されたほか、旧葉が落葉して新しい葉の入れ替わりによる影響と考えられます。

また、木材中の放射性セシウム濃度が2011年から大きく変動していないことから、原発事故直後に取り込まれた放射性セシウムの多くは樹木内部に留まり、毎年開葉するコナラの葉に放射性セシウムが含まれていることや、スギやコナラの辺材や心材で濃度変化が見られることなどから、一部は樹木内を転流していると考えられます。特にスギでは、心材で放射性セシウム濃度が高まる傾向にあることがこれまでの研究で分かっています。さらに、事故後に植栽した苗木にも放射性セシウムが認められることから、根からの吸収が与える影響も調査していく必要があります(図3)。

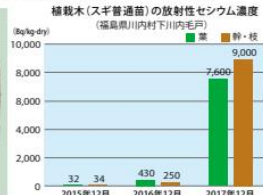


【図1】三ツ石スギ林、大玉コナラ林における樹木の部位別放射性セシウム濃度の変化
資料：林野庁「森林内の放射性セシウムの分布状況調査結果について」(2017年度)



【図2】樹幹の構造

資料：一般社団法人 全国林業改良普及協会 「森林を知るデータ集 No.1」

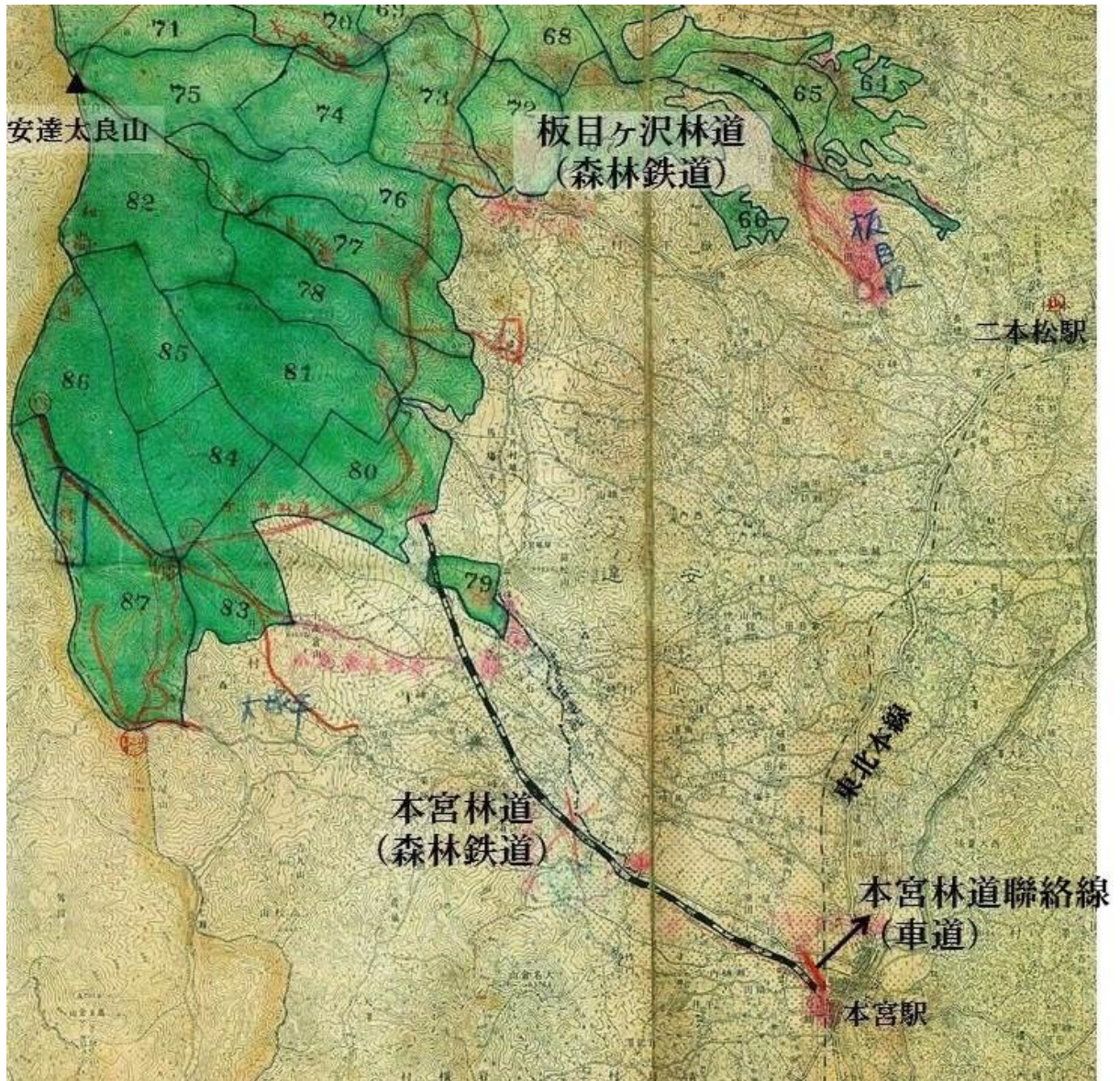


【図3】植栽木における放射性セシウム濃度の変化

資料：林野庁「平成29年度避難指示解除準備区域等の林業再生に向けた実証事業(双葉郡)」

資料：林野庁「放射性物質の現状と森林・林業の再生平成30年度版」

〔参考〕 40年近く活躍した森林鉄道



資料：林野庁関東森林管理局ホームページ「福島森林鉄道 WEB 史料室」

◆原子力損害賠償問題の早期解決

農林業の出荷停止・風評被害等に対する賠償については、J Aが、組合加盟非加盟の別なく、東京電力、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）に対して、請求、交渉、賠償金・補償金・仮払金の受領と分配、和解締結などを行っています。

村においても、J A等と連携しながら、引き続き、原子力損害に対する迅速・的確な賠償を国と東京電力に求めています。

紛争和解申立件数、和解成立件数の推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	全期間 合計
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	25,545
期間別既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388	24,605
(内訳)										
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,643	2,755	1,581	1,232	969	19,748
和解打ち切り	0	272	429	300	274	201	195	252	199	2,122
取下げ	4	381	312	316	364	447	356	333	220	2,733
却下	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
和解の仲介 をしない	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
未済件数	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,119	940	940

資料：原子力損害賠償紛争解決センター「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書」（令和2年3月）

損害項目別の申立件数（令和元年）

	申立 総件数	項目内訳								
		避難費用	生命・身体的 損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動産 関連	除染費用
件数 (割合)	1,209	431 (35.6%)	192 (15.9%)	720 (59.6%)	302 (25.0%)	206 (17.0%)	96 (7.9%)	158 (13.1%)	98 (8.1%)	74 (6.1%)

資料：原子力損害賠償紛争解決センター「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書」（令和2年3月）

復興目標 新産業創造促進と、既存企業の完全復興

◆新産業創造促進機能の誘致

福島県復興計画（第3次）では、震災・原発事故により県内全域で失われた産業の復興に向け、エネルギー・医療・ロボットなど、新たな時代をけん引する産業の集積をめざし、「新産業創造プロジェクト」を掲げるとともに、中通りエリアを、高い産業集積や高次都市機能の集積、高速交通体系等の特性を生かして雇用確保等の役割を担うべき地域に位置づけています。そして、国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所が郡山市待池台に、ふくしま医療機器開発支援センターが郡山市富田町に、福島県環境創造センターや国立環境研究所福島支部が三春町に建設されるなど、本村周辺に新しい雇用や土地利用の需要が生じる施策が進められています。

これらの拠点に近接する本村は、福島県での新産業の創造にあたり、関連産業も含め、必要な用地を供給していく役割が期待されます。

とりわけ、本村が国土利用計画で開発誘導の方向を描いている国道4号沿線は、未利用大規模区画が少ない中通りエリアにおいて、良好な土地資源であることから、商工業の振興を図るための計画的な土地利用を進めます。

◆優遇制度を活用した既存事業所の支援

福島県復興計画（第3次）では、福島特措法、復興特区制度、企業立地補助金、重点推進計画、産業復興再生計画等に基づく税・財政・金融上の支援措置、規制の特例といった優遇制度を活用し、県内企業の操業支援や県内での設備投資を図ることをめざしています。

本村においても、商工会、県商工会連合会等と連携し、これらの制度を活用しながら、村内の既存事業所の設備の近代化や情報化対策、環境対策、人材育成などへの支援、勤労者の健康増進対策を図るとともに、異業種交流の拡大に努めます。

◆原子力損害賠償問題の早期解決

商工業者への原子力損害賠償については、村商工会が、団体加盟非加盟の別なく、東京電力、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）に対して、請求、交渉、賠償金・補償金・仮払金の受領と分配、和解締結などを行っています。

村においても、村商工会等と連携しながら、引き続き、原子力損害に対する迅速・的確な賠償を国と東京電力に求めていきます。

復興目標 震災、新型コロナからの大玉観光の完全復興

◆大玉版ホープツーリズム等による復興の推進

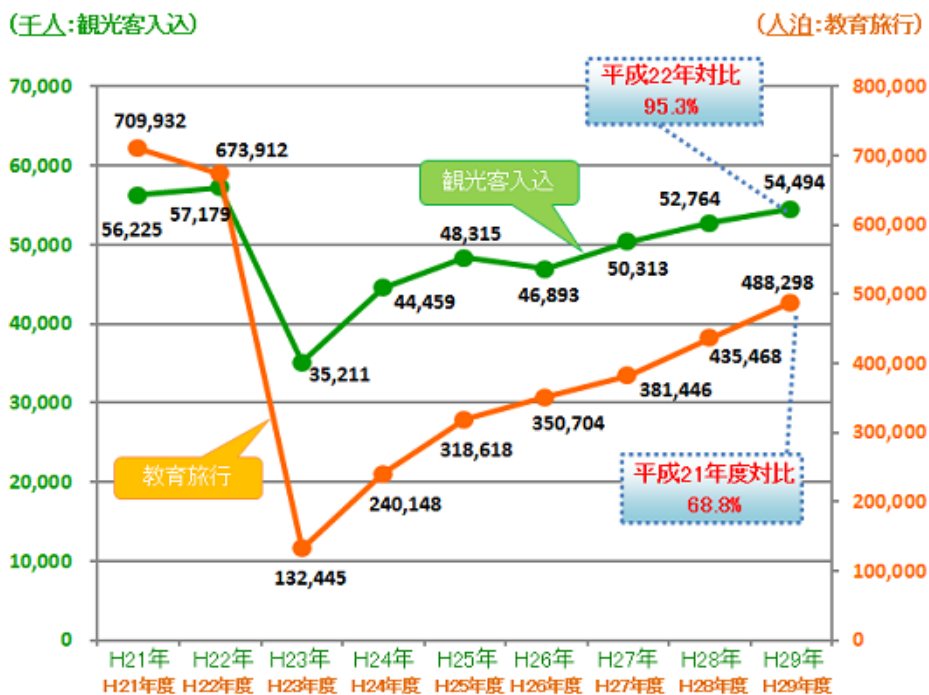
震災後、福島県の観光客数は徐々に回復を続けてきましたが、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく落ち込んでいます。

震災10年にあたる令和3年上半期は、東北6県が一丸となった「東北 destinations キャンペーン」が開催されますが、周到な新型コロナウイルス感染症対策のもと、村内各観光施設が一丸となって、キャンペーンの成功をめざします。令和4年度以降についても、destinations キャンペーンを大玉観光を盛り上げるきっかけとして活用していきます。

また、福島県では、復興に正面から取り組んでいる「人」との出会いと共に「福島のあるままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、希望を感じてもらう「ホープツーリズム」を推進しています。

浜通りが中心ではあるものの、本村においても、フォレストパークあだたらでの震災の教訓を学ぶ「防災キャンプ」、歓藍社の藍染による都市・農村交流の取り組みなど、復興エコツーリズムの地域資源があり、大玉版ホープツーリズムを推進していきます。

福島県の観光客入込数と教育旅行宿泊者数の推移



資料：福島県ホームページ「ふくしま復興ステーション」

政策目標 2 みんなで支える安心生活

4 健康づくりの推進

復興目標 被ばく管理を含む震災による長期的な健康被害の徹底防止

◆県民健康調査による健康管理の徹底

福島県では、平成 23 年 6 月より、福島第一原子力発電所事故による放射線の影響を踏まえ、県民のこころとからだの健康状態を長期にわたり把握し、疾病の予防や早期発見・早期治療につなげ、将来にわたる県民の健康維持・増進を図ることを目的に、「県民健康調査」を実施しています。

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査は、令和 2 年 11 月までに約 35 万人に検査が実施され、預託実効線量 1 mSv 超が 26 人という結果です。

甲状腺検査については、事故当時 18 歳以下の子どもを対象に実施され、平成 28～29 年度に実施された本格検査（検査 3 回目）では、約 34 万人中、31 人が悪性ないし悪性の疑いとなっています。

また、約 57 万人（本村 1,891 人）に問診票方式の「基本調査」を行い、事故後、空間線量が最も高かった時期における外部被ばく線量の推計を行っており、本村では、最高で 4 mSv 以内という結果です。

村民の不安を払しょくし、適切な対策をとっていくためにも、被ばく管理の知識の普及を図るとともに、県とともに、検査の継続的な実施に努めます。また、国・県に対し、原発事故との因果関係に関するさらなる研究と、最先端の治療技術の研究・実用化の促進を求めています。

福島県の内部被ばく検査結果（平成23年6月～令和2年11月）

預託実効線量	検査人数
1 mSv 未満	345,399
1 mSv	14
2 mSv	10
3 mSv	2
合計	345,425

甲状腺検査の状況（抜粋）

3 本格検査（検査3回目）（令和2年3月31日現在）【実施年度：平成28年度～29年度】

一次検査

- 対象者数 336,670 人
(25歳時の節目の検査対象者である平成4・5年度生まれを除く)
- 受診者数 217,921 人 (受診率 64.7%)
- 結果判定数 217,920 人 (判定率 100.0%)
- 判定区分別内訳

A判定 (A1)	: 76,433 人 (35.1%)
(A2)	: 139,986 人 (64.2%)
B判定	: 1,501 人 (0.7%)
C判定	: 0 人 (0.0%)

二次検査

- 対象者数 1,501 人
- 受診者数 1,101 人 (受診率 73.4%)
- 結果確定数 1,060 人 (確定率 96.3%)

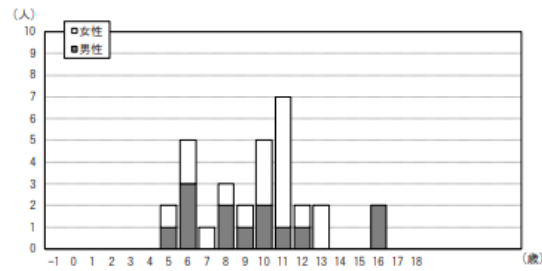
うち、穿刺吸引細胞診実施は78人

穿刺吸引細胞診等結果概要

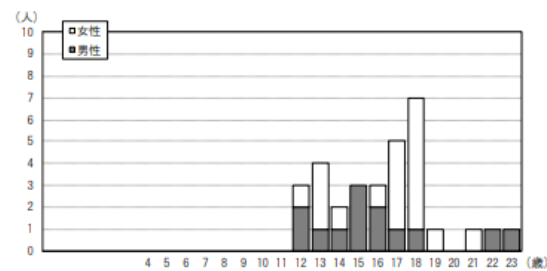
- 悪性ないし悪性疑い 31人
- 男性：女性 13人：18人
- 平均年齢 16.3±2.9歳 (12-23歳)、震災当時9.6±2.9歳 (5-16歳)
- 平均腫瘍径 12.9±6.4mm (5.6-33.0mm)

◇ 細胞診で悪性ないし悪性疑いであった31人の年齢、性分布

[平成23年3月11日時点の年齢による分布]



[二次検査時点の年齢による分布]



資料：福島県第40回「県民健康調査」検討委員会（令和3年1月15日）参考資料4

各市町村における外部被ばく線量の分布

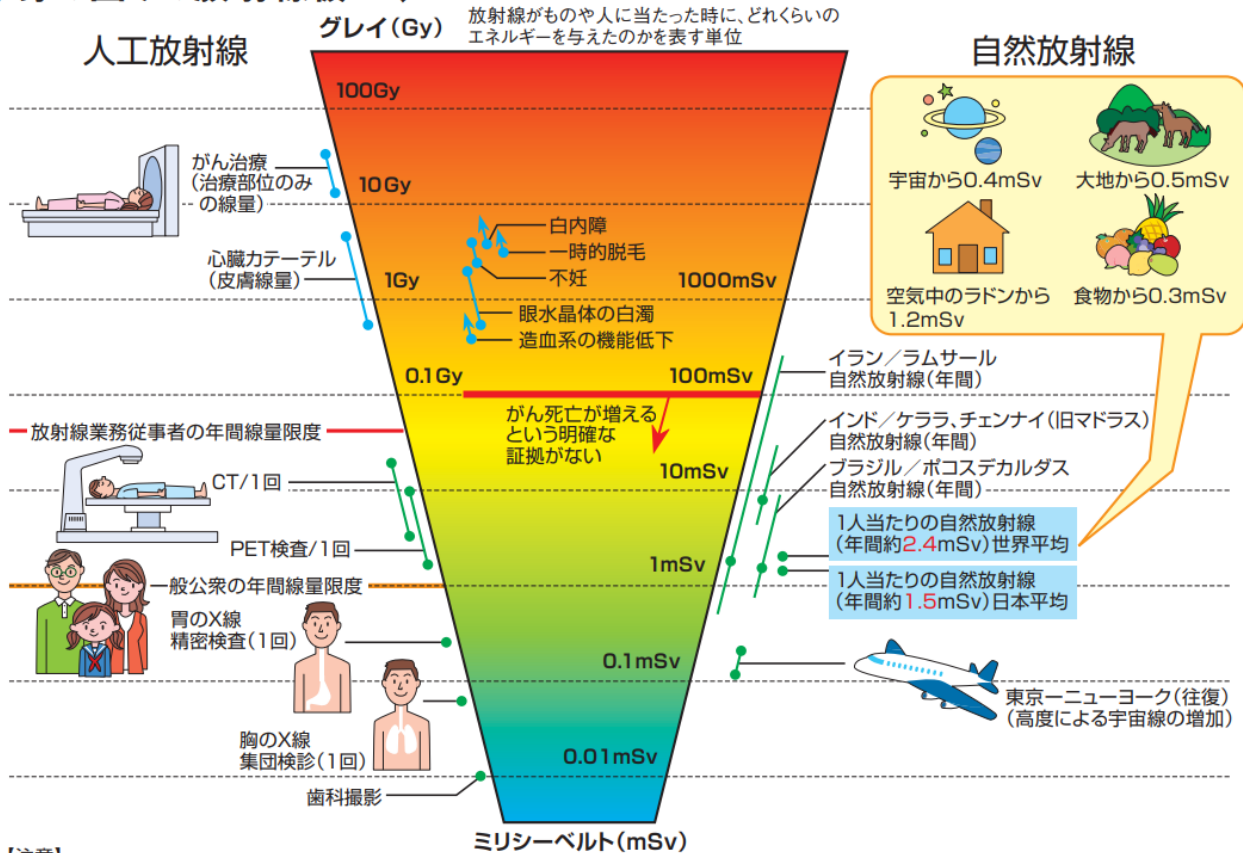
令和2年3月末日現在

市町村名	外部被ばく線量(mSv)															計		
	～1 未満	～2 未満	～3 未満	～4 未満	～5 未満	～6 未満	～7 未満	～8 未満	～9 未満	～10 未満	～11 未満	～12 未満	～13 未満	～14 未満	～15 未満		15以上	
県北	福島市	16,187	52,615	9,399	151	13	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78,379
	二本松市	1,318	8,664	3,531	90	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,604
	伊達市	4,386	9,091	1,135	147	8	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	14,774
	本宮市	746	5,463	1,259	24	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,493
	桑折町	315	2,752	66	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,136
	国見町	967	1,436	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,415
	川俣町	643	2,753	185	56	17	6	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3,664
大玉村	394	1,073	133	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,602	
県北計	24,956	83,847	15,720	472	40	19	10	1	1	0	1	0	0	0	0	0	125,067	
県中	郡山市	24,041	40,812	7,830	418	5	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73,110
	須賀川市	10,865	3,218	335	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,422
	田村市	7,686	682	24	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,395
	鏡石町	2,369	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,445
	天栄村	405	587	59	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,052
	石川町	3,196	39	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,237
	玉川村	1,183	19	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,205
	平田村	1,301	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,335
	浅川町	1,232	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,247
	古殿町	1,073	14	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,089
	三春町	3,128	815	24	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3,970
小野町	2,026	83	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,111	
県中計	58,505	46,394	8,281	428	5	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	113,618	
県南	白河市	12,484	1,281	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,774
	西郷村	2,248	2,036	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,287
	泉崎村	1,163	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,185
	中島村	843	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	857
	矢吹町	3,376	83	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,460
	棚倉町	2,555	28	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,586
	矢祭町	1,156	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,165
	埴町	1,869	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,892
	鮫川村	653	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	664
県南計	26,347	3,505	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,870	
会津	会津若松	23,770	160	13	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,944
	喜多方市	8,940	56	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,000
	北塩原村	479	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	483
	西会津町	1,016	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,018
	磐梯町	656	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	666
	猪苗代町	2,861	31	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,895
	会津坂下町	2,649	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,664
	湯川村	597	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	601
	柳津町	554	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	559
	三島町	247	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	247
	金山町	406	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	409
	昭和村	245	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	246
	会津美里町	3,633	23	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,659
	会津計	46,053	311	25	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46,391
南会津	下郷町	969	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	974
	檜枝岐村	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103
	只見町	882	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	887
	南会津町	3,025	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,052
南会津計	4,979	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,016	
相双	相馬市	10,029	467	87	20	5	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	10,610
	南相馬市	19,137	6,225	513	99	35	3	7	4	1	0	0	1	0	0	0	0	26,025
	広野町	1,839	59	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1,902
	楢葉町	3,403	131	13	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,551
	富岡町	5,834	1,104	100	18	3	2	0	3	2	0	0	1	0	0	0	0	7,067
	川内村	963	350	16	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,333
	大熊町	3,371	1,284	112	17	6	4	4	3	0	2	2	1	0	4	0	1	4,811
	双葉町	2,676	468	77	19	6	4	3	6	2	1	0	2	0	0	0	1	3,265
	浪江町	5,767	2,118	383	68	40	17	12	13	9	6	11	7	5	4	3	8	8,471
	葛尾村	502	162	24	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	693
新地町	2,180	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200	
飯館村	186	317	363	349	364	334	189	85	62	30	23	17	8	4	3	4	2,338	
相双計	55,887	12,705	1,690	597	459	367	218	115	77	41	36	29	13	12	6	14	72,266	
いわき	73,466	637	30	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74,139
計(A)	290,193	147,436	25,764	1,502	505	390	230	116	78	41	37	30	13	12	6	14	466,367	
割合		62.2	31.6	5.5	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		93.8		5.8		0.2		0.1		0.0		0.0		0.0		0.0	0.0	100.0
			99.8					0.2				0.0		0.0			0.0	100.0
一時滞在者等(B)	1,521	278	18	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,820
計(A)+(B)	291,714	147,714	25,782	1,504	505	390	230	116	78	41	37	30	13	12	6	15	468,187	

資料：県民健康調査「基本調査」結果まとめ（2011年度～2019年度）

身の回りの放射線被ばく線量

◆身の回りの放射線被ばく



【注意】

- 1) 数値は有効数字などを考慮した概数。
- 2) 目盛(点線)は対数表示になっている。目盛がひとつ上がる度に10倍となる。

※ 遺伝性影響(hereditary effects)とは、子孫に伝わる遺伝的な影響のことで、遺伝的影響(genetic effects)が細胞の遺伝的影響までを含むことと区別している。

出典:(独)放射線医学総合研究所
などより作成

文部科学省「放射線等に関する副読本(高等学校生徒用)」

◆被災者のこころのケアの推進

本村には、東日本大震災により、病気やけがをしたり、家族や友人を失ったり、家や仕事、財産を失った住民や原発避難者特例法による13 指定市町村の避難者の方々が住んでいます。PTSD(心的外傷後ストレス障害)は遷延化しやすいことが知られており、長期的な被災者支援が必要です。

このため、関係機関との連携のもと、引き続き、臨床心理士などによるきめ細かな相談・心のケアや、ヨガなどストレス対処療法の実践に努めます。

5 高齢者支援の充実

復興目標 大玉に住む高齢者を地域で支えていく

◆原発避難者を含む地域包括ケアの推進

震災から約 10 年が経過し、高齢化が一層進むとともに、介護保険制度を中心とした高齢者支援も、平成 27 年度からの医療介護総合確保推進法の施行など、一層の地域包括ケアをめざし、制度改革が進められています。

本村においても、3 年を 1 期とする高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施策を推進しているところです。

一方、原発避難者特例法により、13 指定市町村に住民票を残したまま、本村に居住している避難者の各種の福祉サービス・事業は、本村でも実施し、本村実施分の費用は避難元自治体が負担するという役割分担となっています。

この形態は、今後も続くことから、関係事業所と連携して必要なサービス量の確保に努め、原発避難者を含む地域包括ケアを引き続き推進していきます。

6 障がい者福祉の充実

復興目標 大玉に住む障がい者を地域で支えていく

◆原発避難者を含む障がい者支援の推進

震災から約 10 年が経過し、平成 25 年の障害者総合支援法の施行、平成 28 年の障害者差別解消法の施行など、障がい者支援をめぐるニーズや制度は徐々に変革しています。

本村においても、村内外の福祉サービス事業所等と連携しながら、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、施策を推進しているところです。

一方、原発避難者特例法により、13 指定市町村に住民票を残したまま、本村に居住している避難者の各種の福祉サービス・事業は、本村でも実施し、本村実施分の費用は避難元自治体が負担するという役割分担となっています。

この形態は、今後も続くことから、関係事業所と連携して必要なサービス量の確保に努め、原発避難者を含む障がい者支援を引き続き推進していきます。

復興目標 大玉版地域共生社会づくりの取り組みを完全復興につなげる

◆**原発避難者を含む地域共生社会づくりの推進**

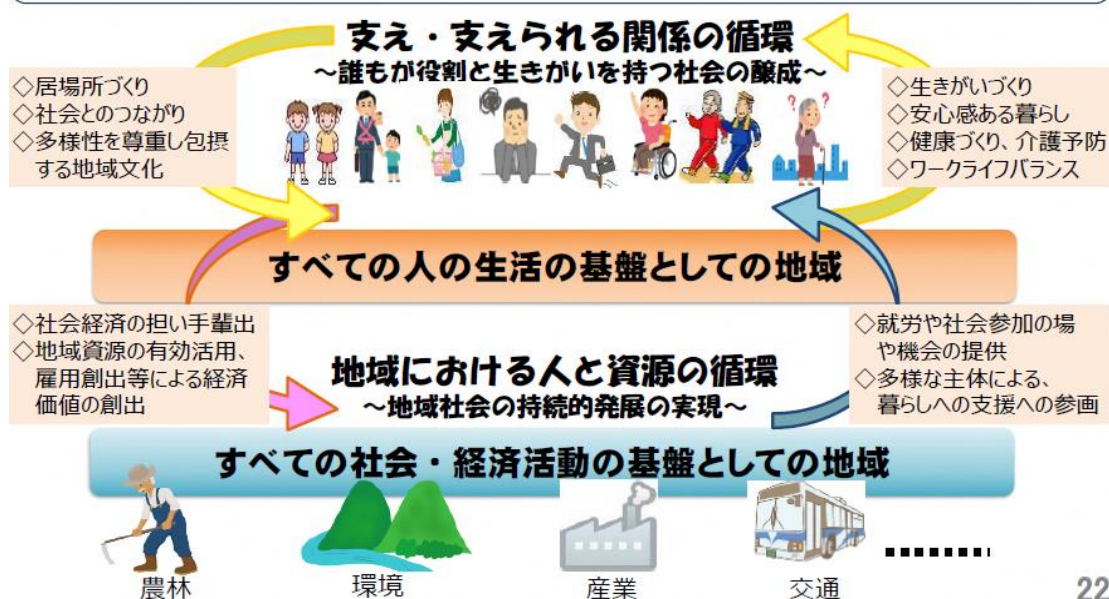
介護が必要な高齢者が引きこもりの中高年のわが子の生活を支える「8050 問題」をはじめ、従来の制度ごと・分野ごとの福祉では解決できない複合的な課題が顕在化しており、国においても、平成 28 年から、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手の分断」を超えて、多様な主体が「他人事」ではなく「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながるといふ「地域共生社会づくり」を進めています。

本村においても、震災によって得た新たな絆を大切に、原発避難者を含む地域共生社会づくりを推進します。

「地域共生社会づくり」のイメージ

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



資料：厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」（令和元年 12 月）

復興目標 東日本大震災等の教訓を踏まえたきめ細かな防災体制の確立

◆地域強靱化の推進

本村では、令和2年7月に、大玉村国土強靱化地域計画を策定し、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築するための強靱化プログラムを推進しています。

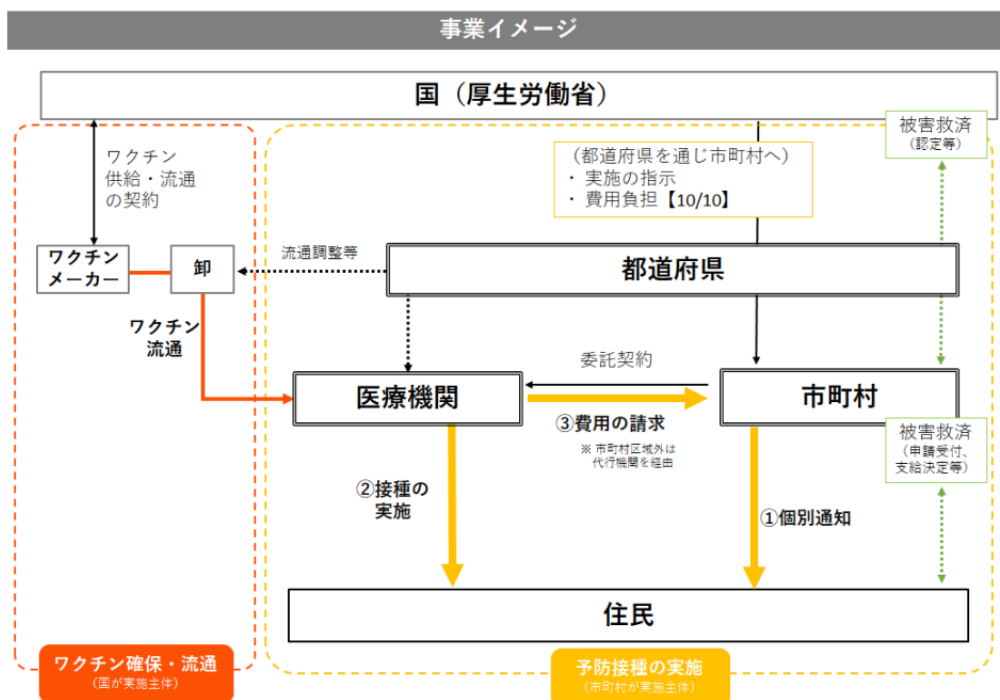
東日本大震災以降も、平成26年豪雪、令和元年東日本台風など、甚大な被害をもたらす大規模災害が多発する中で、行政区単位の住民主体による地区毎に応じた防災訓練の実施並びに防災計画の策定に向けた取り組みを行うなど、同計画に掲げたプログラムを着実に推進し、東日本大震災等の教訓を踏まえたきめ細かな防災体制の確立をめざします。

◆新型コロナウイルス感染症の克服

暮らしの安全をめぐる現下の最大の課題は、新型コロナウイルス感染症の克服であり、公共施設での衛生対策を徹底するとともに、住民・事業所に対し、ソーシャルディスタンス（物理的距離）の確保など、必要な対策の啓発を進めます。

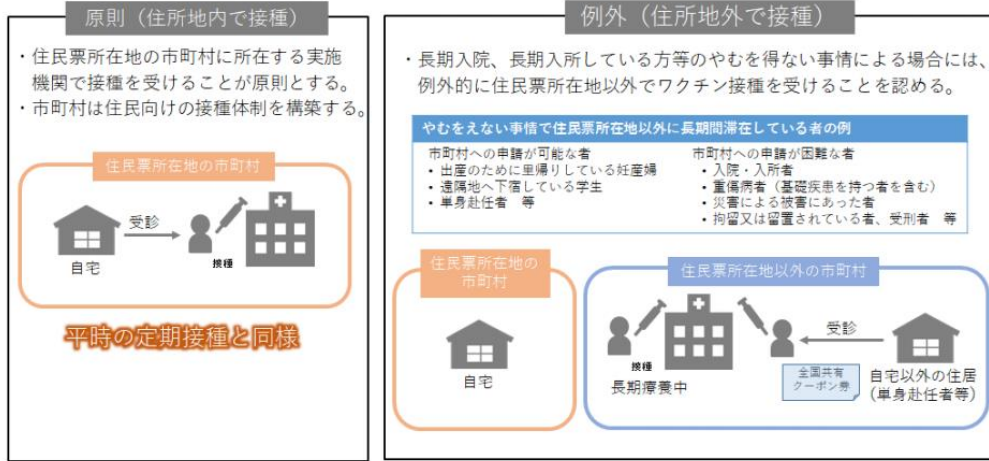
また、国、県、各医療機関などと連携し、新型コロナウイルス感染症のワクチンが地域で速やかに接種できる体制づくりを進めます。

〔参考〕新型コロナウイルス感染症予防接種事業における市町村の役割



接種場所の原則と例外について

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- ただし、長期入院、長期入所している方等のやむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることを認めることとする。



資料：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（初版）」（令和2年12月17日）

9 絆づくりの推進

復興目標

住民同士や国際間・地域間の相互理解の深化による完全復興

◆交流事業の持続的発展の推進

震災後、10年間の本村の延べ転入者数は2,820人、出生児数は749人を数えます。

新しい住民が、村に活気をもたらすとともに、大玉村国内外交流協会などによる新しい交流も拡大・発展していますが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、令和2年度は、それらの活動は例外なく、縮小・休止を余儀なくされています。このため、周到な新型コロナウイルス感染症対策のもと、各種交流事業を順次再開し、村の復興・発展につなげていきます。

また、原発避難者特例法13指定市町村の中で唯一全町避難が継続している双葉町の住民帰還開始が令和4年春目標とされており、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」は、廃炉作業を含む福島県の復興の折り返し期となると考えられます。

未曾有の原発事故からの福島県の完全復興をめざし、村としてできる交流事業の持続的発展を図ります。

「大玉村×ペルー共和国 ホストタウン フレーム切手」の宣伝ポスター



大玉村はペルー共和国選手団を応援します！



世界遺産「マチュピチュ遺跡」
©PROMBERU/LUIS GAMERO



大玉村観光協会
イメージキャラクター
「たまちゃん」

大玉村 × ペルー共和国

ホストタウン フレーム切手



※「フレーム切手」は日本郵便株式会社の登録商標です。



ペルーのお祭り
©PROMBERU/Miguel Mejia



世界遺産「ナスカの地上絵」
©PROMBERU/Julia Barredo



大玉村 × ペルー共和国
「たまちゃん」の応援メッセージ



ホストタウン「大玉村」
©PROMBERU/Use Byge



大玉村 × ペルー共和国
「たまちゃん」の応援メッセージ
©Mori-Shop

○ 写真部分だけでは、切手としてご利用いただけません。
○ 郵便料金の納付のためにこの切手をご利用の場合、写真部分に消印がかかります。

● ● ● ● ●
©日本郵便株式会社製

資料：日本郵便株式会社ホームページ

[参考] 平成 24 年頃の県内の仮設住宅の建設状況

応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況(東日本大震災)

		災害対策本部 (土木部) 平成24年6月2日18:00現在										災害対策本部 (生活環境部) 平成24年7月11日現在			
		仮設住宅					借上げ住宅 一般		借上げ住宅 特例(*5)		公営住宅(*6)		雇用促進住宅 公務員宿舍等(*8)		
市町村別内訳		要請戸数	着工済	完成	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	
自罹 災 住 民 向 け	福島市	-	-	-	-	-	15	39	182	437	29	79	-	-	
	国見町	63	63	63	50	123	-	-	15	38	-	-	-	-	
	桑折町	14	14	14	13	35	-	-	18	60	-	-	-	-	
	郡山市(*4)	9	9	9	9	9	29	62	869	1907	19	47	-	-	
	須賀川市	177	177	177	156	378	-	-	432	1089	-	-	-	-	
	田村市	360	360	360	354	975	-	-	288	899	7	33	-	-	
	鏡石町	100	100	100	76	191	0	0	102	238	-	-	-	-	
	白河市	140	140	140	106	270	12	35	155	407	50	144	-	-	
	西郷村	42	42	42	14	44	16	57	12	42	2	6	-	-	
	矢吹町	85	85	85	83	205	-	-	54	141	3	3	-	-	
	泉崎村	-	-	-	-	-	7	15	13	41	-	-	-	-	
	西会津町	-	-	-	-	-	0	0	0	0	4	14	-	-	
	新地町	573	573	573	555	1451	-	-	48	109	-	-	-	-	
	相馬市	1000	1000	1000	942	2556	-	-	297	842	18	56	-	-	
	南相馬市	南相馬市(*1)	2665	2665	2665	2547	6447	-	-	3767	9468	10	50	-	-
		相馬市	243	243	243	229	667	-	-						
		福島市	-	-	-	-	-	11	42						
		郡山市	-	-	-	-	-	10	28						
	会津若松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
いわき市	189	189	189	181	460	564	1399	1771	4509	-	-	-	-		
<small>*0の市(伊達市、会津坂下町、小野町、玉川村、平田村、中島村、会津若松、喜多町、会津美里町、矢野町、楨町、南会津町、猪苗代町)+内訳不明</small>		-	-	-	-	-	-	-	71	211	100	341	-	-	
小計		5660	5660	5660	5315	13811	664	1677	8094	20438	242	773	-	-	
避 難 区 域 的 計 画 的 区 域	川俣町	230	230	230	213	476	-	-	259	693	26	106	-	-	
	飯館村	福島市	338	338	338	324	657	31	59	1595	3889	21	61	-	-
		伊達市	126	126	126	88	146	16	25						
		国見町	37	37	37	30	58	-	-						
		相馬市	164	164	164	163	335	-	-						
小計		895	895	895	818	1672	47	84	1854	4582	47	167	-	-	
避 難 住 民 向 け	大熊町	郡山市	-	-	-	-	-	23	48	2395	5875	17	50	-	-
		会津若松市(*2)	879	829	879	666	1362	100	364						
		喜多町	-	-	-	-	-	15	38						
		いわき市	700	654	604	587	1323	-	-						
	富岡町	郡山市	622	622	622	570	969	195	501	3310	7944	35	119	-	-
		大玉村(*1)	448	558	648	279	473	-	-						
		田村市(*4)	20	20	20	20	28	-	-						
		三春町	330	330	330	248	447	-	-						
		いわき市(*3)	562	452	282	281	628	-	-						
	浪江町	二本松市	1069	1069	1069	890	1878	27	57	3907	8919	28	110	-	-
		福島市	924	924	924	696	1461	156	347						
		相馬市	93	93	93	93	227	-	-						
		桑折町	286	286	286	214	414	-	-						
		郡山市	-	-	-	-	-	6	15						
		いわき市	-	-	-	-	-	0	0						
		本宮市(*2)	475	475	475	320	610	-	-						
	西郷村	-	-	-	-	-	1	1							
	楢葉町	会津若松市	-	0	-	-	-	31	62	1488	3746	7	25	-	-
		会津美里町(*2)	259	259	259	159	344	-	-						
		いわき市(*2)	1191	1140	1140	1083	2724	0	0						
	広野町	広野町	46	46	46	13	31	-	-	792	2229	5	17	-	-
		いわき市	708	708	708	685	1716	8	21						
	葛尾村	三春町	440	440	440	410	873	-	-	205	509	-	-	-	-
		郡山市	-	-	-	-	-	6	13						
	川内村	川内村	50	50	50	50	92	-	-	404	977	7	13	-	-
		郡山市	401	401	401	363	799	91	276						
		田村市(*4)	30	30	30	30	30	-	-						
		いわき市(*1)	70	70	70	63	110	-	-						
	双葉町	福島市	120	120	120	71	130	8	10	1125	2437	6	12	-	-
郡山市		250	250	250	104	190	18	45							
白河市		120	120	120	50	85	10	27							
会津若松市		5	5	5	5	12	0	0							
猪苗代町		10	10	10	7	19	-	-							
加須市		0	0	0	0	0	0	0							
いわき市(*2)		259	259	259	245	423	-	-							
小計		10367	10220	10140	8202	17398	695	1825	13626	32636	105	346	-	-	
計		18922	18775	18695	14335	32881	1406	3586	23574	57658	394	1286	1,588	5,356	

資料：平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報 (第 681 報)

〔参考〕避難者受け入れの経過

平成 26 年 2 月 14 日
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 12 月 18 日改定
 平成 28 年 3 月 4 日改定
 平成 28 年 7 月 22 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定
 福 島 県
 大 玉 村
 富 岡 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組
 《大玉村-富岡町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ（平成 26 年 1 月 23 日時点）＞

- ・大玉村において、安達太良地区の仮設住宅に富岡町から約 390 人を受入れている他、借上げ型仮設住宅への主な市町村の受け入れは、富岡町から約 40 人、浪江町から約 20 人、大熊町から約 10 人。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅(建設分)の状況】

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数
富岡町	玉井 横堀平	418
計		418

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)の状況】

市町村	入居戸数
南相馬市	1
大熊町	4
富岡町	11
浪江町	10
双葉町	3
計	29

＜公共施設の受け入れ＞

- ・大玉村役場に近接して、富岡町が役場の出張所（平成 29 年 3 月閉鎖）を設置。また、安達太良応急仮設住宅に隣接して、富岡町が町立の仮設診療所（平成 29 年 3 月閉鎖）及び仮設商店（平成 29 年 3 月閉鎖）を設置。なお、富岡町の主な役場機能は平成 29 年 3 月 27 日から富岡町で再開（大玉村出張所は閉鎖）。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要。
- ・大玉村における復興公営住宅整備について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」に基づき整備を行うこととし、仮設住宅用地として使用している 8 ha

のうちの一部を活用し、67戸を整備予定であったが、調査等の結果、建設保留としていた8戸については、同地区では需要がないことが判明したことから、平成29年8月の新生ふくしま推進本部会議において建設中止が決定（8戸の建設地区は未定）。

- ・整備主体については、平成25年7月の富岡町長から大玉村長への復興公営住宅整備の要請に基づき、大玉村営として運営。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所等を整備し、コミュニティの維持・形成のためのハード整備を実施。

【復興公営住宅の整備】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居開始
第一期	大玉村玉井横堀平 (横堀平団地)	大玉村(県代行)	59戸	一戸建	H27.10.15~
			8戸	【建設中止】	
合計			59戸		

(2) 役場機能

- ・避難元の富岡町において、大玉村内の避難者に対する行政サービスの拠点として、大玉出張所（所在地：安達郡大玉村玉井字台45-1）を設置。

(3) 関連基盤

<教育機関>

- ・避難元の富岡町においては、当面の間は、三春町に立地する富岡町営の中学校へスクールバスを運行。
- ・また、大玉村立の小中学校等への区域外就学にも、引き続き対応。

<医療機関、介護サービス>

- ・医療機関・医療サービスについては、隣接医療機関との連携を図るなど、入居者が安心して生活できる医療支援策を実施。
- ・介護サービスの提供機関は、村社会福祉協議会や病院・民間業者、近隣市村で構成する安達福祉会などが存在する。高齢化率・介護認定率・認定者のサービス利用率ともに緩やかな増加傾向で、介護福祉施設、老人保健施設等は待機の状態が続いており、引き続き介護現場の状況を把握。

<道路整備>

- ・横堀平地区の復興公営住宅整備に伴い、村道皿久保・前ヶ岳線外1線の道路改良等を実施。

<避難者支援事業等>

- ・復興公営住宅整備に伴い、コミュニティ広場の整備を実施。

(4) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<コミュニティ交流員の配置>

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

復興目標 行政連携による震災からの完全復興

◆**広域連携・産官学連携による復興施策の推進**

本村も構成員となっている「こおりやま広域連携中枢都市圏」、「福島圏域連携中枢都市圏」では、スケールメリットを生かした広域連携の取り組みを進めています。

また、本村では、平成 28 年 3 月に、福島大学人間発達文化学類と連携・協働に関する協定を締結し、学生ボランティアが子どもたちの学習支援を行うなど、産官学連携の取り組みを進めています。

本村が東日本大震災からの完全復興をとげるため、圏域共通課題に協調して取り組む広域連携事業や、村にないマンパワーを活かす産官学連携事業を推進していきます。

「こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョン」の重点プロジェクト

こおりやま広域圏の強みを生かす！
横断的な『重点プロジェクト』

全施策横断：気候変動対応型広域圏

I SDGs 推進 プロジェクト

「持続可能な開発目標」SDGsについて圏域全体で取組を推進



国連で決めた「2030年までに世界をより良くするための目標」。“誰一人取り残さない”をスローガンに、17のゴール（具体的な169のターゲット）を目指す。

IV オープンイノベーション プロジェクト

多様かつ高度な産業研究機能が集積されている環境を生かし、様々な研究連携を促進



(例)広域圏アンバサダー
圏域内で活躍する事業者等による「地域の応援団」を結成し、先進的・発展的な視点を導入

II DX(デジタルトランスフォーメーション) 推進 プロジェクト

Society5.0 社会の実現を目指して ICT をフル活用、新たな社会・経済システムの創出を促進



働き方改革の推進
AI 活用、RPA やウェブ会議システムの運用等により、業務効率を向上

V チャレンジ・スタートアップ プロジェクト

様々なチャレンジ・スタートアップを支援、圏域のフロンティア開拓を促進



(例)スモールスタート支援事業
まちづくりに資する取組を始めようとする事業者等を資金面、ノウハウ面で支援

III エリアプロモーション プロジェクト

様々なチャンネルを活用し、こおりやま広域圏の魅力効果を効果的・効率的に発信



(例)広域圏ポータル
圏域の取組やイベント、PR 動画等、広域圏関連の豊富なコンテンツを掲載



サイト QR

VI 住民の安全・安心 プロジェクト

蓄積された情報・ノウハウを共有し、圏域全体の住民の安全・安心な生活を確保



(例)セーフコミュニティの推進
セーフコミュニティの活動、成果、ノウハウ等の情報を共有

a WHO initiative

資料：郡山市「こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョン」（令和 2 年 3 月）

福島圏域連携推進協会のようす



資料：福島市ホームページ

福島大学との連携・協働協定締結式の様子



資料：大玉村教育委員会

政策目標3 自然を生かした快適な暮らし

1.1 美しい環境の保全

復興目標 地道な環境保全活動による完全復興の実現

◆日本で最も美しい村づくりの展開

本村は、平成 26 年に、「日本で最も美しい村」連合に加盟承認されました。「日本で最も美しい村」連合は、厳しい審査によって登録団体が選ばれ、生活の営みにより形成されてきた景観・環境や地域の伝統文化を守り、これらを活用することで観光的付加価値を高め、地域の資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的としており、本村では、安達太良山を背景に「いぐね」と呼ばれる防風林が点在する里山風景が高く評価されています。令和元年には継続承認も実現しました。

“大いなる田舎”を旗印に原発事故直後の平成 23 年度も例年通りの作付けを続けた気概ある住民の皆さんとともに、「日本で最も美しい村づくり」を引き続き推進していきます。

山岸 貴廣「流れ弾けて」（日本で最も美しい村フォトコンテスト 2020 村特別賞受賞作）



© NPO 法人「日本で最も美しい村」連合

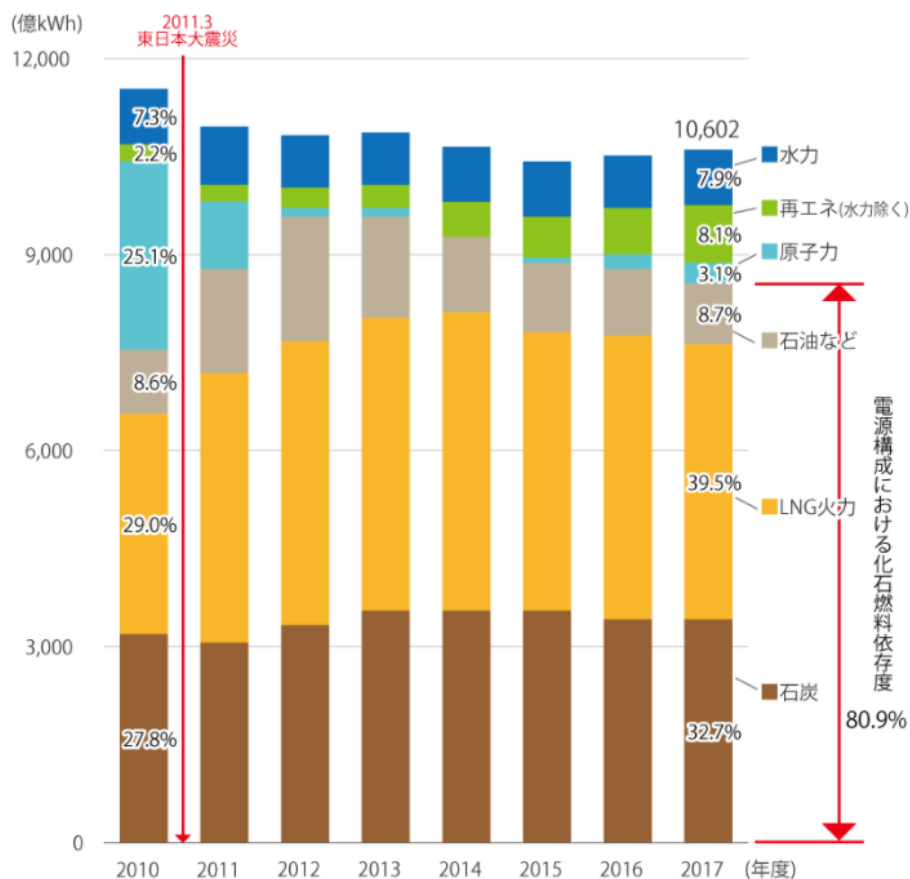
◆原子力に依存しないエネルギー施策の推進

福島県では、震災直後から10年間、県復興ビジョン・復興計画に「脱原発」を明記し、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりをめざしています。

また、政府においても、平成24年9月、「革新的エネルギー・環境戦略」が策定され、「原発に依存しない社会の一日も早い実現」にむけ、①40年運転制限の厳格適用、②原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ再稼働、③原発の新設・増設は行わないという3つの原則によるエネルギー政策が進められてきました。

「革新的エネルギー・環境戦略」の策定当時、「2030年の原子力依存の3つのシナリオ」が示され、ゼロは困難なのでせめて20～25%の依存度をめざすという筋書きが描かれていましたが、この10年間、日本の電力需要が想定外に低位に留まり、期せずして原子力依存度の低い状態を保っています。

震災以降の日本の電源構成の推移

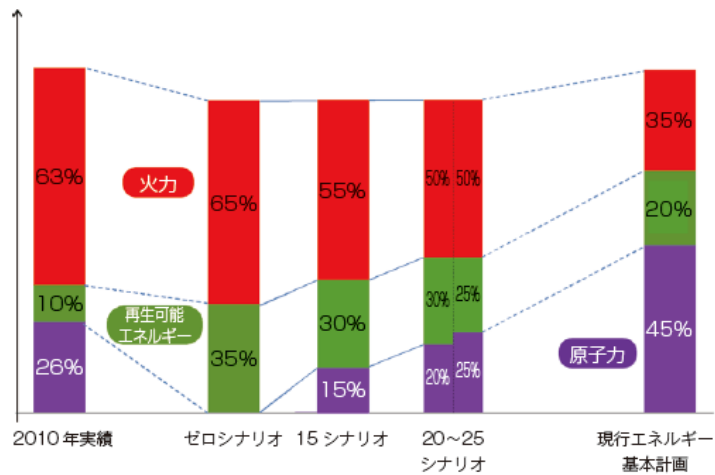


[大きい画像で見る](#)

(出典) 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」

資料：経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ

2030年の原子力依存の3つのシナリオ（2012年時点）



資料：経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ

「脱原発」は、令和3年現在においても世論の潮流であり、本村では、村としてできる自然エネルギー施策を引き続き推進することで、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりをめざしていきます。

◆環境放射能の監視の継続

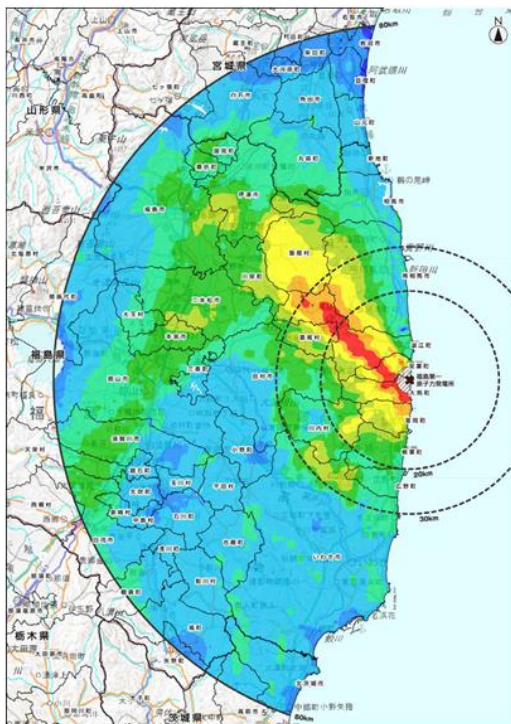
震災直後、 $1\mu\text{Sv/h}$ 程度を計測した本村の放射性物質の空間線量は、近年は $0.1\mu\text{Sv/h}$ 前後で落ち着いています。

しかし、現在も、燃料デブリの取り出しは完了しておらず、廃炉措置完了までには30年程度の時間を要するとされていることから、引き続き、国・県とともに、村内での空間線量のモニタリングや、井戸水・農産物の放射能検査を継続していきます。

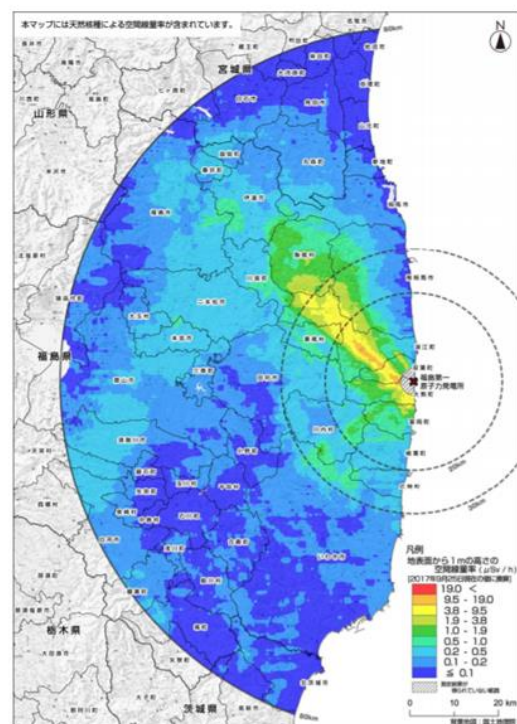
空間線量率の分布の震災直後と平成30年の比較

空間線量率の
時空間分布

80km圏内における空間線量率の分布



文部科学省発表 平成23年12月16日



原子力規制委員会発表 平成30年2月20日

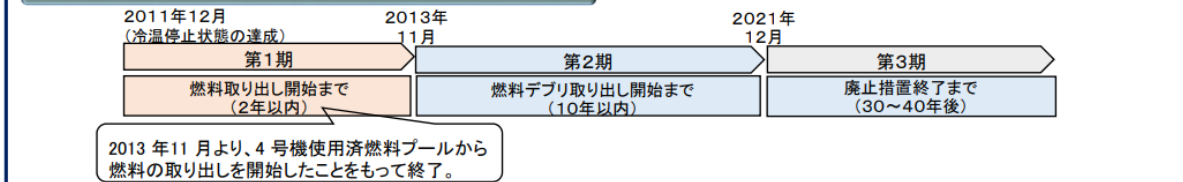
資料：環境省ホームページ

廃炉の中長期ロードマップの現状

東電福島原発の廃炉

- 東電福島原発における廃炉・汚染水対策は、**長期にわたる世界に前例のない事業**である。
- 「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ(平成27年6月廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議改訂)」に基づき、廃炉・汚染水対策とその進捗管理等が実施されている。
- また、中長期ロードマップの中では、東電福島原発の廃止措置等を、**放射性物質によるリスクから、人と環境を守るための継続的なリスク低減活動**と位置付け、基本原則を掲げ、適切な対応の実施を求めている。

中長期ロードマップにおける廃止措置終了までの期間区分



中長期の取組の実施に向けた基本原則

- 中長期ロードマップでは、下記の原則が掲げられている。
 - 【原則1】地域の皆様、周辺環境及び作業員に対する安全確保を最優先に、現場状況・合理性・迅速性・確実性を考慮した計画的なリスク低減を実現していく。
 - 【原則2】中長期の取組を実施していくに当たっては、透明性を確保し、積極的かつ能動的な情報発信を行うことで、地域及び国民の皆様の御理解をいただきながら進めていく。
 - 【原則3】現場状況や研究開発成果等を踏まえ、中長期ロードマップの継続的な見直しを行う。
 - 【原則4】中長期ロードマップに示す目標達成に向け、東京電力や政府を始めとした関係機関は、各々の役割に基づき、連携を図った取組を進めていく。政府は、前面に立ち、安全かつ着実に廃止措置等に向けた中長期の取組を進めていく。

出典:「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ(平成27年6月廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議改訂)」

64

資料：内閣府「第25回原子力委員会 参考資料1-3」(平成29年7月20日)

◆除染廃棄物の現場保管の解消

本村では、村内の面的除染事業を平成29年10月に終了し、汚染土壌等の中間貯蔵施設への輸送作業を経ながら、令和3年3月には仮置場の原状回復作業を終えるところですが、現場保管が継続する農業系汚染物や一部除染土壌等について、地権者、国、県等と連携し、現場保管解消に努めます。

1 2 快適な住空間の形成

復興目標 安心して大玉に住み続けられる住空間の形成

◆良好な住空間形成の誘導

浜通り地方からの移住者を中心とした震災による住宅需要は一段落していますが、福島市と郡山市の間に位置する恵まれた立地により、住宅・宅地の需要拡大が今後も続くと考えられるため、復興財源等も活用しながら、国土利用計画や都市計画との調和のもと、必要な住空間整備を誘導していきます。

また、公共施設等総合管理計画や個別施設計画等に基づき、公共施設・インフラの長寿命化や必要な更新を進めるとともに、空き家等対策計画に基づき、空き家の有効活用を進めます。

横堀平団地（復興公営住宅）の良好な生活環境の維持に努めるとともに、旧林野庁苗畑跡地の遊休地について、震災復興・地域振興を目的とした有効活用を図ります。

1 3 交通基盤の確保

復興目標 安心して大玉に住み続けられる交通インフラの確保

◆交通インフラの確保

本村には、東北本線、国道4号、東北自動車道といった重要な交通インフラが縦断していますが、駅やICはありません。しかし、本宮ICと二本松ICの間は13kmの距離があり、本村内へのスマートICの設置は、村民の利便性の向上のためだけに待望されるわけではなく、それらの設置を通じた中通りエリアの産業集積の促進、ひいては福島復興のために、大きく寄与すると考えられます。

このため、スマートICの早期整備実現に向け、関係機関と連携し、誘致を促進していきます。

なお、JR新駅設置については、多額の財政負担が生じることや、維持費が確保できるだけの利用者が見込めないなど、実現には課題が大きいことから、当面は本宮駅や杉田駅へのアクセス確保に努めます。

このほか、本宮・二本松方面と会津方面の大幅なショートカット道である県道石筵・本宮線の石筵までの延伸の実現をはじめ、県道・村道の整備や長寿命化、公共交通の充実を促進していきます。

政策目標 4 夢を育てる教育・子育て

14 子ども・子育て支援の充実

復興目標 結婚・妊娠・出産へのきめ細かな支援の推進

◆きめ細かな支援の推進

大玉村は、子どもたちへの投資こそがむらづくりの根本だと強く認識し、日本一の子育ての村をめざして、0歳児からの午前7時から午後7時までの充実した保育サービスに加え、任意予防接種の無料化、5歳児健診など他の地域に先駆けた取り組みを行っています。

乳幼児期は人間の一生のうちで心身共にもっともめざましく発達し、人間形成の基礎を培う大事な時期です。

今後も、地域子育て支援センターを整備するなど、きめ細かな子ども・子育て支援の一層の充実を図り、大玉村で子どもを産みたい、育てたいと思ってもらえるむらづくりを推進します。

また、本村でも、全国的な傾向と同様に、晩婚化・非婚化が進んでおり、「結婚」「出産」に対する取り組みを強化していきます。

15 幼・小・中が一貫した教育の推進〔響育〕

復興目標 ふるさと福島、ふるさと大玉を大切に思う子どもたちの育成

◆命を大切にする「復興教育」の推進

本村では、「幼稚園から、小学校、中学校への発達のつながり」を大切に教育を行おうとする「おおたま学園構想」を縦軸に、地域の人々の理解と協力を得た学校運営と地域人材を活用した「地域と共に歩む学校づくり」を横軸に、教育施策を推進しています。

子どもたちは、3.11から10歳大人になり、3.11を知らない子も入園・入学してくる中で、地域住民の協力を得ながら、幼・小・中の一貫カリキュラムのもと、震災を教訓とする命を大切にする「復興教育」を推進していきます。

16 地域ぐるみの学びのむらづくり〔共育〕

復興目標 完全復興のための学びを支える環境の充実

◆「復興のための学習活動」の推進

東日本大震災で、私たちは、自然の脅威と人間が造り出した物のもろさ、人々の絆の大切さ、放射性物質の性質と健康の大切さなど、多くのことを学びました。

これからも、復興に向け、未来の自分自身や家族、地域、そして日本のために、私たちは学び続けなければなりません。

「復興のための学習活動」を、国等の支援を得ながら進めていくとともに、生涯にわたって私たちの心を満たし生活の質を高める学習活動を推進していきます。

17 地域ぐるみのスポーツのむらづくり〔強育〕

復興目標 スポーツが思いっきり楽しめる環境の完全復興

◆スポーツ活動の促進

震災直後、本村のスポーツ事業は、事業の延期や中止を余儀なくされ、放射線の不安から、屋外活動の自粛が平成 24 年度いっぱい？続いたものの、空間放射線量の低下や屋外スポーツ施設の表土除去により、平成 25 年度以降は、おおむね通常の状態に戻り、現在に至っています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、活動の縮小・休止を余儀なくされており、周到な新型コロナウイルス感染症対策のもと、各種スポーツ事業を順次再開し、村の復興・発展につなげていきます。

また、村民が、世界的な視野で震災復興や社会貢献を意識できるよう、東京オリンピック・パラリンピックで村をあげてペルー共和国の選手を応援していきます。

復興目標 絆を深めるふるさと文化の振興

◆大玉らしい文化の営みの継承

本村には、20年続く「森の民話茶屋」の取り組みに象徴されるように、ふるさとの歴史・文化を大切に、それをむらづくりを活かしていこうとする土壌があります。

震災後も、藍染め、キヌアドレッシングなど、地域の自然環境や人のつながりを基盤とした新たな文化が次々と創造されています。

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故による自身や家族、友人の被災、特産品の風評被害、原発避難者の受け入れ、放射能による社会活動の自粛と再開といった、重大な経験・試練を乗り越え、残すべきを残し、創るべきものを創ってきた本村の文化の営みを、住民と行政が協働で未来につないでいきます。

原発避難者からのお礼の手紙

民話茶屋にお便りが届きました



昨年10月、浪江町の櫻本みさ子さんから、お便りをいただきましたのでご紹介します。

心のふるさと大玉村

3月11日の突然の大地震と大津波、翌朝よりの原発事故による突然の避難。

悪夢の「あの日」から6ヶ月という時が流れました。原発立地から10km圏内に居住していた私達には、何の進歩もなく不透明な光さを見えず、虚しく不安で押し潰されそうになる時、ふっと思い出されるのは、突然の避難者を快く暖かい眼差しで迎え入れていただきました村長さんをはじめとする職員の方々、アットホームおたまたの支配人とスタッフの方々、大玉村、民話茶屋の皆さんの優しい笑顔です。

私達は3家族11人でお世話になりました。アットホームでの食堂では、温かいご飯に味噌汁を口にしたら、食事をするのできる有難さと温かい人情の嬉しさと、この先の不安感で涙がとめどなく流れました。そんな私を見ていた小3の孫が、「残さず食べたよ」って口を拭きながら私を見つめていたのが印象的でした。

コテージでの生活も、残雪や軒下の氷柱が解けていくのと同様に私達の気持ちも少しずつ落ち着いて過ごせました。雪どけの山肌にフキノトウが芽吹き、山野草の小花達が風に揺られている可憐さは本当にホッとさせる光景でした。そして、その様は大自然からの強いメッセージのようにも感じられました。その斜面を道なりに下ると木造2階造りの庭先やテラスには私の大好きなパンジーの寄せ植え、桜の木々が立ち並び、安達太良の山々が遠方に、眼下には町並みが見渡せ、爽快感が味わえる絶景の場所にあるのが「森の民話茶屋」です。御膳料理は野菜の素材が活かされて、食物繊維豊富で低カロリー、どこか懐かしい味が楽しめました。抹茶と羊羹の味わいも心穏やかになれるひと時でした。店主である後藤さんは、もう1つの顔をお持ちで、店内で生の「語り部」を聞くことができ、孫たちの耳と瞳を釘づけにしてしまう楽しい時間を過ごすことができました。

今、郡山の地から半年前を振り返る時、アットホームの皆さんや民話茶屋の皆さんの温かい笑顔や、かけていただいた言葉は、一生忘れることはできないでしょう。本当にお世話になりました。感謝の気持ちでいっぱいです。

資料：「森の民話茶屋通信 vol. 22」（平成 24 年 5 月）

マチュピチュ村との縁で栽培・商品化された「キノアドレッシング」



資料：大玉村国内外交流協会フェイスブック

